

官報

號外

大正十四年三月十九日 木曜日

內閣印刷局

○第五十回 衆議院議事速記録第二十九號

大正十四年三月十八日(水曜日)午後一時十六分開議

議事日程 第二十八號

大正十四年三月十八日

午後一時開議

第一 (第一號) 大正十四年度歳入歳出總豫算追加案

第二 (特第一號) 大正十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

第三 (追第二號) 豫算外國庫ノ負擔ナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

第四 (第二號) 大正十四年度歳入歳出總豫算追加案

第五 (第三號) 大正十四年度歳入歳出總豫算追加案

第六 (特第一號) 大正十四年度特別會計歳入歳出豫算追加案

第七 大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ終結ニ關スル法律案(政府提出)

第八 關稅定率法中改正法律案(砂田重政君外二名提出) 第一讀會

第九 震災被害地ノ營業免除ニ關スル法律案(關直彦君外十六名提出) 第一讀會

第十 下關海運速成ニ關スル建議案(秋田寅之介君外一名提出)

第十一 高等工業學校設置ニ關スル建議案(柳仲次郎君外六名提出)

第十二 北海道高等學校設置ニ關スル建議案(柳仲次郎君外六名提出)

第十三 刑餘者ニ對スル法令ノ差別待遇撤廢ニ關スル建議案(原次次郎君外四名提出)

第十四 生計調査ニ關スル建議案(加藤一君提出)

第十五 日南鐵道東部線速成ニ關スル建議案(山道義一君提出)

第十六 酒田、觀音寺及眞室川間鐵道敷設ニ關スル建議案(熊谷直太君外四名提出)

第十七 今泉坂町間鐵道起點變更ニ關スル建議案(石塚三郎君外四名提出)

第十八 借家人ノ利益保護ニ關スル建議案(廣瀬德藏君外四名提出)

第十九 鳥栖長尾間鐵道建設ニ關スル建議案(加藤十四郎君提出)

第二十 金鷄動年金令改正ニ關スル建議案(中野實吉君外五名提出)

第二十一 蠶絲局設置ニ關スル建議案(武藤金吉外六名提出)

第二十二 蠶絲織物ノ單科大學設置ニ關スル建議案(清水留三郎君提出)

第二十三 高等蠶絲學校建設ニ關スル建議案(岡本實太郎君外二名提出)

第二十四 農業教育振興ニ關スル建議案(加藤知正君外一名提出)

第二十五 鳥栖日井間鐵道建設ニ關スル建議案(山内範造君外三名提出)

第二十六 野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案(高橋元四郎君外一名提出)

第二十七 教員俸給支給法改定ニ關スル建議案(建部進吾君提出)

第二十八 青森港ニ領事機關設置ノ交渉ニ關スル建議案(工藤鐵男君提出)

第二十九 敦賀港ニ露國領事館設置ニ關スル建議案(河崎清君外一名提出)

第三十 伏木港ニ露國領事館設置ニ關スル建議案(石原正太郎君外四名提出)

第三十一 警察費國庫下渡金運帶支辨規定改正ニ關スル建議案(千葉宮次郎君外三名提出)

第三十二 漁村振興ニ關スル建議案(千葉宮次郎君外六名提出)

第三十三 淡路縱貫鐵道敷設速成ニ關スル建議案(千葉宮次郎君外二名提出)

第三十四 國民教育ノ根本的革新ニ關スル建議案(岡崎邦輔君外二十五名提出)

第三十五 決議案(金輸出解禁ノ件)(武藤山治君外四名提出)

○議長(粕谷義三君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔書記官朗讀〕

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
道府縣會及市町村會ノ議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法中準用ニ關スル法律案
提出者 森田 茂君 廣瀬 德藏君
橫山勝太郎君 作間 耕逸君
(以上三月十八日提出)

一 界郵便局移管ニ關スル建議案
提出者 (以上三月十七日提出)
中林 友信君

一 福島縣立蠶業學校昇格ニ關スル建議案
提出者 中野 寅吉君 佐藤富十郎君
金澤安之助君 大島 要三君
栗山 博君 比佐 昌平君
菅村 太事君 紺野九右衛門君
決議案(薩哈連州派遣陸海軍ニ對スル感謝ノ件)
提出者 安達 謙藏君 賴母木桂吉君
川原 茂輔君 松田 源治君
岡崎 邦輔君 望月 圭介君

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ
國際勞働會議ノ決定ト我立法府ノ權限ニ關スル質問主意書
提出者 清瀨 一郎君
對米外交ニ關スル質問主意書
提出者 田淵 豐吉君
(以上三月十七日提出)

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス〕

一昨十七日當任委員理事補關選舉ノ結果左ノ如シ
理事 大城幸之一君(理事田沼嘉一郎君補關)

一昨十七日大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ終結ニ關スル法律案委員三好榮次郎君、小川郷太郎君辭任ニ付其ノ補關トシテ手代木隆吉君、佐々木平次郎君ヲ、日本銀行ノ手形割引ニ因ル損失補償ニ關スル法律案委員手代木隆吉君辭任ニ付其ノ補關トシテ橋本喜造君ヲ執レモ議長ニ於テ選定セリ

一昨十七日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ
藥劑師法案外一件委員
原 脩次郎君 清水留三郎君
中原德太郎君 丸山 五郎君
工藤 鐵男君 奧村 千藏君
八木 逸郎君 富田應之助君
成田 榮信君 兼田 秀雄君
石井 謹吾君 土屋清三郎君
佐々木春作君 隅田 豐吉君
嶋居 哲君 宮島幹之助君
小屋 光雄君 大口 喜六君

帝國美術院美術研究獎勵金委任經理二關
スル法律案委員

中馬 興丸君 深井 功君
谷口 源十郎君 袴 苗代君
小島 善作君 石原正太郎君
山崎達之輔君 木暮 正一君
藤井忠兵衛君
外國人土地法案委員

神田 正雄君 平沼 亮三君
青木知四郎君 加藤十四郎君
川口 義久君 津崎 尚武君
磯部 尙君 吉田 眞策君
山本 芳治君

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ會議ヲ開キマ
ス—御諮リヲ致ス事ガアリマス、第一部
選出決算委員、青柳郁次郎君ヨリ常任委員
辭任ノ申出ガアリマシタ、許可スルニ御異
議アリマセヌカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ許可致シマス、其部ノ諸君ハ速ニ
補關選舉ヲ行ヒ、届出アラシコトヲ希望致
シマス—日程第一乃至第六ハ豫算案デア
リマスカラ、一括議題ニ致スニ御異議アリ
マセヌカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程第一、第一號大正十四年度歲
入歲出總豫算追加案外五件ヲ一括シテ議題
トシ、委員長ノ報告ヲ求メマス—委員長
町田忠治君

第一 (第一號) 大正十四年度歲入歲出
總豫算追加案

報告書
一 (第一號) 大正十四年度歲入歲出總豫算
追加案
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
大正十四年三月十七日

豫算委員長
町田 忠治
衆議院議長粕谷義三殿

第二 (特第一號) 大正十四年度各特別
會計歲入歲出豫算追加案

報告書
一 (特第一號) 大正十四年度各特別會計歲
入歲出豫算追加案
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
大正十四年三月十七日

豫算委員長
町田 忠治
衆議院議長粕谷義三殿

第三 (追第二號) 豫算外國庫ノ負擔ト
ナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

報告書
一 (追第二號) 豫算外國庫ノ負擔トナルヘ
キ契約ヲ爲スヲ要スル件
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
大正十四年三月十七日

豫算委員長
町田 忠治

第四 (第一號) 大正十四年度歲入歲出
總豫算追加案

報告書
一 (第一號) 大正十四年度歲入歲出總豫算
追加案
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
大正十四年三月十七日

豫算委員長
町田 忠治

第五 (第三號) 大正十四年度歲入歲出
總豫算追加案

報告書
一 (第三號) 大正十四年度歲入歲出總豫算
追加案
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
大正十四年三月十七日

豫算委員長
町田 忠治
衆議院議長粕谷義三殿

第六 (特第二號) 大正十四年度特別會
計歲入歲出豫算追加案

報告書
一 (特第二號) 大正十四年度特別會計歲入
歲出豫算追加案
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
大正十四年三月十七日

豫算委員長
町田 忠治

○町田忠治君 只今議題トナッテ居リマス
大正十四年度總豫算追加案第一號外五件
ニ關シ、委員會ニ於ケル審査ノ經過ノ大要
及結果ヲ御報告致シマス、此案ニ對シテハ
大藏大臣ハ大要ヲ説明サレマシタガ、本議
場ニ於テ説明セラレズニアリマスルガ故
ニ、私ハ茲ニ此案ノ主ナル點ニ付キマシ
テ大體ヲ御紹介スルコトヲ、諸君御審議ノ
便宜ト存ジマス—第一號大正十四年度
總豫算追加案ニ掲ゲタル金額ハ、歲入歲出
共ニ二千六百餘萬圓デアリマシタ、其主ナ
ルモノノ第一ハ日露國交恢復ニ基キ、露國
ニ於ケル大使館其他公館ノ設置費デアリマ
シタ、經常費百餘萬圓、臨時費二十萬圓足
ラズデアリマス、第二ハ退職特別賜金デア
リマシタ、其金額ハ約五千萬圓ニ上ッテ居
リマス、此度ノ行政整理ニ依リマシタ、退
官退職又ハ解僱セラレタル官吏及雇員ノ
總數ハ、一般會計並ニ特別會計ヲ合セテ其
人數無慮四萬四千八百餘人ニ上ッテ居リマ
ス、其中鐵道省ニ屬スル解僱者ヲ除キマシ
テ、其人數四萬ノ多キニ達シテ居リマスガ
故ニ、是等ノ官吏ニ對スル退職賜金ハ、
○議長(粕谷義三君) 諸君、只今秋父宮殿
下御台臨遊バサレマシタ、敬意ヲ表スル爲
諸君ノ起立ヲ望ミマス

○町田忠治君 四千八百餘萬圓ノ公債ヲ發
行シタル以外ニ於テ、現金支給ニ屬スル分
ガ大正十四年度ニ於テ二百九十餘萬圓ヲ計
上致シタノデアリマス、又退官退職者中ニ

官吏ニ支給スル年金恩給ニ於テ六百萬圓ヲ
計上シ、一時恩給ニ於テ四百萬圓ヲ要スル
見込デアリマスガ、其中二百萬圓ハ過日諸
君ノ協賛セラレタル大正十三年度追加豫算
ニアリマスガ故ニ、茲ニ二百萬圓ヲ計上サ
レタノデアリマス、第三ハ在外官吏ノ在勤
俸、其他臨時加給ノ件デアリマス、申スマ
デモナク是ハ爲替相場下落ノ結果ニ依リマ
シタル次第デアリマシタ、茲ニ諸君御協賛
ヲ下サタ所ノ大正十三年度追加豫算案ニ
アリマスル趣意ト、同様ノ趣意デアリマス
ガ故ニ、茲ニ之ヲ略シマス、第四ハ臨時軍
事殘務費デアリマス、日露國交恢復ノ結果
薩哈連ノ駐屯軍撤退ニ關スル經費、及臨時
軍事費特別會計法ヲ廢スルノ結果トシテ
茲ニ海軍ニ於テ五十餘萬圓、陸軍ニ於テ四
百五十萬圓ヲ計上サレタノデアリマス、右
ハ歲出ニ對スル主ナル項目デアリマスガ、
ハ二對スル歲入ハ主トシテ前年度剩餘金繰
入ニ屬シマス其金額ハ二千五百餘萬圓ノ多
キニ上ッテ居リマシタ、第二號大正
十四年度總豫算追加案ノ金額ハ三十萬圓デ
アリマシタ、之ハ主トシテ貴族院令改正ニ
關スル爲ニ生ズル所ノ經費ヲ計上シタノデ
アリマス、即チ貴族院令改正ノ結果トシテ
茲ニ生ズベキ貴族院議員增加ニ關スル經
費、及議席ヲ取擴メル爲ニ生ズル經費ヲ計
上シタノデアリマス、此案ハ金額ハ少クア
リマスガ、政治上重大ナル意義ヲ有シテ居
ル豫算ト認メマシタノデアリマス、特第二
號ニ計上シマシタ金額ハ五百萬圓ニシテ、
是ハ日獨戰爭ノ結果損害ヲ受ケマシタ我帝
國臣民ノ救恤金ヲ交付スルノ趣意ニ出テ居
リマス、右六案ニ對シテハ委員諸君ヨリ種
種質問アリ、之ニ對シテ國務大臣其他政府
委員ヨリシテソレソレ答辯ガアリマシタ
ガ、其主ナル二三ヲ御紹介致シマスレバ、
第一ハ大正十三年度ノ追加豫算ニ於テハ爲
替差金一千數百萬圓ヲ計上シテ、諸君ノ御
協賛ヲ求メテ居リナガラ、何故ニ大正十四
年度ニ於テ此貨幣交換差金ヲ計上セザル
カ、大藏大臣ハ豫算內重會ニ於テモ、亦豫
算總會ニ於テモ、遠カラズ爲替差金ノ追加

算總會ニ於テモ、遠カラズ爲替差金ノ追加

豫算ヲ提出スルノ意ヲ漏シナガラ茲ニ省
イテ、吾々ノ協賛ヲ經ナイノハ如何ナル理
由ニアルカト云フ質問アリマシタ、之ニ
對シテ大藏大臣ハ大正十四年度ニ於テモ爲
替落ノ結果トシテ、茲ニ千數百萬圓ノ差
損ヲ生ズルコトハ想像スルニ足ル、併シ最
近爲替相場ハ漸次回復ノ途中ニアリ、今十
三年度ニ於ケル爲替差金ヲ計上シタル基礎
ハ三十八弗二分ノ一ヲ基礎トシテ計上シタ
ルニ反シテ、大正十四年度ニ於テハ爲替モ
漸次回復シテ安定ヲ得ザル今日ニ於テハ、
其基礎カ明確デナイカラシテ、是ハ次期ノ
議會ニ於テ追加豫算トシテ諸君ノ協賛ヲ求
ムルト云フコトデアリマシタ、之ニ對シテ
ハ豫算審議會ニ關スルガ如キ相當有力ナル
質問ガ政府友本黨ノ諸君ヨリモアリマシ
タ、政府當局者ハ此差金ハ實際上年末デ初
メテ精算セラルベキモノデアラテ、今日俄
ニ之ヲ提出スルノ必要ハナイ事柄ハ法律ノ
結果ニ基クモノガ多クアリマシテ、必ズ諸
君ノ協賛ヲ求ムル性質ノモノニ屬スルガ故
ニ、願クハ其基礎ノ確定シテ出來ルダケ正
確ナル數字ヲ以テ協賛ヲ經ルノ必要上、十
四年度豫算追加案ヲ次期議會ニ提出スルト
云フ意見デアリマシタ、第二ハ尼港事件ニ
關スル質問デアリマス、其質問者ノ主意ノ
大要ヲ提出サレマシタガラ、私ハ茲ニ其大
要ヲ朗讀シマス、「露國政務ニ西伯利事
件ニ際シ、露國內若クハ露支ノ國境ニ在留
シタル帝國臣民ガ被リタル生命財產上ノ損
害ニ對シテ、政府ハ莫ニ二百五十萬圓ノ救
恤ヲ爲シタルモ、日露國交恢復シタル今日、
政府ハ更ニ相當ナル處置ヲ執ラ彼等ノ損
害ヲ恢復スルノ責任アルモノト信ズ、殊ニ
尼港ニ於ケル悲惨ナル出來事ニ對シテハ、
國民ノ齊シク熱烈ナル同情ヲ表シタル所ニ
シテ、貴衆兩院ト時ノ政府ハ一致シテ衆議
院內廣場ニ於テ其弔祭ヲ執行シタル際、彼
等ノ慘死ヲ無意義ナラシメザルコトヲ表明
シ、殊ニ損害賠償保障ノ目的ヲ以テ出兵セ
ル以上ハ、假令國交恢復ニハ損害賠償ノ條
約ナシトスルモ、適當ナル處置ヲ執ルハ政
府ノ責任ナリト信ズルガ、政府ノ意見如何

デアるか」ト云フ頗ル同情アル質問デアリ
マシタ、之ニ對シテ政府ハ尼港事件ノ最モ
遺憾ナル悲慘事トシ、質問者ニ讓ラザル深
厚ナル同情ヲ政府モ表スルコトデアるか、
只今具體的答辯ヲ此席ニスル時機ニ達シテ
居ラヌコトヲ遺憾トスルト云フ答辯デアリ
マシタ、第三ハ救恤金五百萬圓ノ件デアリ
マスガ、此件ニ關シマシテハ、救恤金交付
ニ關スル法律案ヲ政府ヨリ提出サレマシタ、
特別委員會ニ於テ審議中デアリマス對獨條
約ニ依テ、聯合國ガ受クベキ損害賠償ノ總
額ハ千三百二十億金馬克ニ達シテ居リマ
スガ、御承知ノ通り「ドーズ」案ノ決定ニ
依テ、金額ハ著シク減少シテ居ルノミナ
ラス、又「ドーズ」案ノ實行ガ果シテ十分行
ハル、ヤ否ヤモ判然セザル今日ニ於テ、如
何ニ之ヲ處置スルカト云フコトニ付テハ、
深切ナル質問應答ガアリマシタガ、一切是
ハ救恤金交付案ノ委員會ノ説明報告ニ待テ
マシテ茲ニ私ハ之ヲ省キマス、其他或ハ北
樺太ニ於ケル油田會社設置ノ件、預金部委
員組織ニ關スル件、樺太令取消ノ件、議員
ノ提出ニ係ル北海道農地特別處理法案公債
ノ件等ニ關スル質問應答ガアリマシタガ、
之ハ速記録ニ譲ラズ、茲ニ省キマス、次デ計
論ニ移リマシタル所、政友本黨ヲ代表セラ
レタル中村啓次郎君ヨリ、豫算委員會ニ於
テハ意見ヲ保留シテ、本會ニ於テ之ヲ述ベ
ルト云フコトヲ申サレタ外、憲政會ヲ代表
セル棚瀬君、政友會ヲ代表セル東君、革新
俱樂部ヲ代表セル砂田君、中正俱樂部ヲ代
表セル杉君、各、原案賛成ノ意見ヲ述ベラ
レマシタ、而シテ表決ノ結果、大多數ヲ以
テ此追加案六案トモ全部可決致シタルデア
リマス、ドウゾ諸君ニ於ケレモ、委員會
決定通り御協賛アランコトヲ切ニ希望シマ
ス(拍手)
○議長(粕谷義三君) 伊坂秀五郎君ヨリ第
二號大正十四年度歲入歲出總豫算追加案ニ
對シ、修正案ガ提出サレテ居リマス、此際
其趣旨聲明ヲ許シマス、伊坂秀五郎君
○伊坂秀五郎君 諸君、只今豫算委員長ヨ

リ追加豫算案ニ關スル詳細ナル委員會ノ御
報告ガアリマシタガ、吾々同志ハ遺憾ナガ
ラ委員長ノ報告ニ對シ修正ノ必要ヲ認メマ
シテ、茲ニ其動議ヲ提出致シマシタ次第デ
アリマス、即チ修正ヲ必要トスル箇所並ニ
其理由ニ付テ、最も簡約シテ之ヲ申述ベタ
イト存ジマス、其修正ヲ致シマスル場所
ハ、大正十四年度歲入歲出總豫算追加第二號
案ニ於キマシテ、歲入臨時部第十款、前年
度剩餘金繰入三十一萬四千七百四十八圓ト
アルヲ、二十七萬圓ニ修正ヲ致シマス、歲
出經常部大藏省所管第四款貴族院三萬五千
四百五十五圓、第一項貴族院諸費二萬八千
四百五十五圓、第三項事務費七千圓トアル
ヲ削除致シマス、歲出臨時部大藏省所管第
一款營繕費九千二百九十三圓トアルヲ削除
致シマス、歲出臨時部合計二十七萬九千二
百九十三圓トアルヲ二十七萬圓ニ修正ヲ致
シマス、歲出總計三十一萬四千七百四十八
圓トアルヲ二十七萬圓ニ修正ヲ致シマス、
以上修正ヲ致シタル欲スルモノデアリマ
ス、而シテ其修正セントスル要旨ハ、貴族
院令改正ニ付テ經費ヲ削減致シマシタルデ
アリマス、政府ハ貴族院令改正ニ依リマシ
テ議員ノ増員ニ付議員ノ歳費、事務費、
及議場諸席ノ擴張ニ要スル經費ヲ追加要求
セラレタルデアリマス、貴族院令ハ御
承知ノ如ク、今貴族院ニ於テ折角審議查
察中デアリマス、而シテ其改正案ニ對シ、
最も仔細ニ論議ヲ目下進メラレツ、アルヤ
ウニ吾々ハ寔ヲノデアリマス、前途ノ歸結
モ未ダ判然セザル今日ノ場合ニ於テ、此豫
算ヲ追加要求セラル、コトハ適當デナイト
存ズルデアリマス、即チ貴族院法規ニ從
テ是ガ豫算ヲ要求セラレルコトガ適當デア
ラウト思フカラデアリマス(拍手)吾々ハ貴
族院改革ニ反對ヲ致ス者デアアリマセヌ
ガ、本豫算ヲ認容スルノハ今日ノ時機ニ非
ズト信ズルデアアル、若夫レ本令ノ決定ヲ
待テ追加豫算ヲ要求セラル、コトガ、時
機ノ關係上或ハ不能ニ陥ルト云フ如キ御心
配ガアルナラバ、政府ハ宜シク適正ナル支
出ノ方法ニ依テ處置セラレルコトガ適當

ナリト信ジ此理由ニ依リマシテ本案ノ修正
ヲ提出致シタル次第デアリマス、何卒御了
得ノ上ニ於キマシテ、御賛同アランコトヲ
謹ンデ希望致シマス(拍手)
○議長(粕谷義三君) 此際質疑ヲ許シマ
ス、中村啓次郎君
○中村啓次郎君 總理大臣ノ出席ヲ要求致
シマス
○中村啓次郎君 此機會ニ於キマシテ
總理大臣ニ對シテ二箇ノ質問ヲ試ミルノデ
アリマスガ、只今總理大臣ハ貴族院ノ委員
會ニ臨ンダト云フコトデアリマス、屢、此
壇上ニ於キマシテモ、兎角此度ノ總理大臣
ハ衆議院ヲ輕シトスル(ノウ)「拍手」嫌
ノアルコトヲ遺憾トシマス、今貴衆議院ニ
先議權ヲ有スル所ノ豫算ガ整勵致シテ居ル
ノデアリマス、諸君ハ常ニ衆議院ヲ尊重シ
シ、殊ニ豫算案ニ付テハ先議權ヲ有スル所
ノ此衆議院ニ、此重大ナル國民休戚ノ關ス
ル所ノ大法案ガ整勵シテ居ルニ拘ラス、此
議席ヲ外シテ、而シテ貴族院ノ委員會ニ臨
ムト云フコトハ、取モ直サズ此衆議院ヲ輕
シトスルデアアル(拍手)
○問題外「誰モ輕シトシナイ」ト呼フ
者アリ
○議長(粕谷義三君) 諸君ニ願ヒマス
○中村啓次郎君(續) 併ナガラ斯ノ如キ總
理大臣ヲ戴イタルコトハ、吾々ノ不仕合ト
スル所デアリマシテ已ムヲ得ナイコトデア
リマス、已ムヲ得ナイコトデアリマスルカ
ラ、閣臣ノ中總理大臣ニ代テ答辯セラレ
ル人ヲ此所ニ求ムルデアリマス、私ノ御
尋シタイ事ハ、總理大臣ノ施政ノ方針ノ演
說ノ原稿ハ——總理大臣ノ施政ノ方針ハ閣
議ニ於テ決定セラレマシタル後、直ニ之ヲ
天皇陛下——今日ニ於キマシテハ、攝政宮
殿下ニ捧呈致シマシテ、之ヲ天覽ニ供シ、
其上其內容ノ大綱ニ付キマシテハ、之ヲ聖
聽ニ達シ奉ルト云フコトハ、從來ノ慣例ニ
ナッテ居ルト承テ居ルノデアリマス、今回
ノ此施政ノ方針ノ演說モ亦左様ニ御取扱ニ
相成タコト、確信ヲ致スノデアリマス、

既ニ攝政宮殿下ニ對シテ施政ノ方針ノ其原稿ヲ天覽ニ供シ、内容ニ付テ聖聽ニ供シ奉リ、而シテ國民ニ對シテハ此議會ヲ通ジテ演說ノ速記録ハ天下ニ明ニサレテ居ルノデアリマスルガ故ニ、此施政ノ方針ノ内容ニ於キマシテ、事實ノ上ニ重大ナル錯誤ヲ認メマシタル場合ニハ、此豫算ノ議定終了セザル間、幸ニ只今マダ貴族院ニ此豫算ガ繫屬シテ居ルノデアアルカラ、此機會ニ於キマシテ、攝政宮殿下ニ對シ奉リ、此事實ノ錯誤致シタル云フ點ヲ正誤スベキガ正當デアラウト思フノデアリマス、又國民ニ對シマシテハ、幸ニ今日ノ此機會ヲ利用シテ、政府ニ於テ此正誤ヲ致スコトハ適當ナル處置デアルト私ハ信ズルノデアリマス、即チ私ノ此施政ノ方針中ニ大ナル錯誤ノ見出サレタト云フ點ハ此點デアリマス、總理大臣ハ本年一月二十二日ノ當議會ニ於キマシテ、施政ノ方針ヲ演說致シマシタ、其一節ニ斯様ナ事ガアルノデアリマス「行政財政ノ整理緊縮ヲ爲スノ必要ガアリマスルコトハ、前議會ノ豫頭ニ於テ陳述シタル所デアリマスルガ、議會開會後政府ハ直ニ調査ニ著手致シ、慎重ナル審議ヲ經、政府部内組織ノ改廢、經費ノ節約、事業ノ繰延等ヲ決行致シ、之ニ由リテ既定計畫ニ對シ一般、特別兩會計ヲ通ジ二億五千六百餘萬圓ヲ減ジ、大正十四年度ノ財政計畫ハ此基礎ノ上ニ計上シタルデアリマス」ト斯様ニ申サレテ居ルノデアリマス、ソレガ即チ臨時議會ニ於テ聲明シタル其聲明ヲ實行シテ、行政財政整理ヲ行ウテ、此行政財政整理ノ結果二億五千六百餘萬圓ト云フモノヲ整理シテ、此數字ヲ基礎トシテ大正十四年度ノ豫算ヲ編成シタルノデアルト、斯ウ明言サレテ居ル(其通りト呼フ者アリ)所デ其通りデナクナッテシマッテ、是ガ豫算委員會ニ於テ私共ト大藏大臣トノ折衝ノ結果、大藏大臣ハ此數字ハ誤リデアルト云フコトヲ認メラレタノデアアル、即チ大藏大臣ノ申ス所ニ依リマスト云フ、一般、特別、兩會計ヲ通ジテ整理額ハ二億四千八百萬圓ニナッタノデアアル、即チ八百九十萬圓ハ重複シテ之ヲ

報告致シタルト云フコトニナッタノデアアル、此事實ノ相違ヲ認メタルノデアアル、而シテ私共ハ大藏大臣ニ對シテ質問應答ノ結果、一體此二億五千六百餘萬圓ト云フモノハ何カラ削減ヲシタルノデアアルカ、何カラ整理シタルノデアアルカト云フ質問應答ノ結果ハ、是ハ此演說ニハ單ニ既定計畫ニ對シテ一般、特別、兩會計ヲ通ジテ二億五千六百餘萬圓ヲ減ジタルト云フ言ハレタルガ、此既定計畫ナルモノハ大正十三年度ノ實行豫算カラ是ダケ減ラシタルノデアアルカ、十三年度ノ改定豫算カラ是ダケ減ラシタルノデアアルカ、一體何ヲ標準トシテ減ラシタルノデアアルカト云フコトニ對シテハ、大藏大臣ハ明ニ、大正十三年度ノ實行豫算カラ減ラシタルノデモナケレバ、大正十三年度ノ改定豫算カラ減ラシタルノデハナイ、大正十三年度ノ改定豫算ヲ大正十四年ニ持ッテ行ハタ場合如何ナル數字ニナルカト云フ、茲ニ標準豫算ヲ拵ヘテ、其標準豫算カラ減ラシタルモノガ即チ今回ノ整理ノ結果デアアル、本當ノ事ヲ言ヘバ二億二千五百萬圓ト云フコトガ正シイノデアルト云フコトヲ豫算委員會デ申サレテ居ル、即チ大正十四年度ノ豫算ト云フモノハ、此整理節約シタル數字ノ基礎ノ上ニ立ッタト云フ、其大正十四年度ノ豫算ナルモノハ斯ノ如クグラ(シタ基礎ノ上ニ立ッタノデアアル、ケレドモ私ハ今日大正十四年度ノ豫算ノ編成ガ杜撰デアルトカ何ト云フコトヲ論ラフコト云フノデハナイ、私ノ今日質問ヲ致サウト云フノハ、斯ノ如ク此施設ノ大方針ノ演說中ニ現レタ事實ト違ハタル事實ガ茲ニ現レテ來テ、其事實ガ誤デアルト云フコトガ明ニナッタ以上ハ——以上ハ、此誤デアッタト云フコトヲ國民ニ之ヲ知ラシ、而シテ 攝政宮殿下ニ前ニ申上ダ點ハ、是ハ違ヒヲ生ジタルト云フコトヲ申上ダ點ニ改訂致スコトガ、蹇々匪躬ノ臣節ヲ全ウスル所ノ内閣諸公ノ當然ノ責任デアアル(拍手)私ハ攻撃ヲスルノデハナイ、現内閣ノ豫算ガ杜撰デアアル、孟浪デアルト只今攻撃スルノデハナイ、斯様ニ申上ダタルノハ、事實ニ異ナル點ガ生ジタル以上ハ、國民ニ

モ亦明ニ、此點ハ曩ニ斯様ニ申シタケレドモ、是ハ間違ッテ居タルデアルト云フコトヲ明ニ訂正スルコトガ必要デアラウト思フノデアリマス、之ニ對スル政府ノ御所見ヲ聽クノデアリマス(拍手)第二ニ伺ヒタイノハ、尼港事件ノ後始末デアリマス、即チ尼港ニ於キマシテ露西亞ノ過激派ノ爲ニ、非道殘忍ナル虐殺ヲ被リマシタル此我ガ同胞七百有餘人ノ其死者ノ靈ヲ安ンジ、其遺族ニ對シテ精神的經濟的ノ補償ヲ如何ニシテ全ウスル考デアアルカト云フ點ニ付テ伺ヒタイデアリマス、日露ノ交渉ハ目的ハ二ツデアリマス、一ツハ國交ノ恢復デアリ、一ツハ此北緯太保障占領ヲ致シテ居リマシタル、此保障占領ノ意義ノ貫徹ガ即チ日露交渉ノ大眼目デアアル、此二ツ、日露ノ國交ノ恢復致シタルト云フコトハ、兩國國民ノ同慶ノ至リデアアルコトハ當時私ハ此壇上ニ於テ慶賀ノ意ヲ表シタルノデアリマス、同時ニ又我ガ七百有餘人ノ同胞ガ慘殺セラレタ、其慘殺セラレタコトハ神人共ニ憤フル所デアリマシテ、現ニ衆議院ニ於テモ岡崎邦輔君ハ衆議院ヲ代表シテ、此悲壯ナル慘死者ニ對シテハ斷ジテ此死ヲ以テ徒爾タラシメヌ、無駄死ヲサセナイノデアルト云フコトヲ申サレテ居リマス、ノミナラズ我ガ帝國ハ屢々中外ニ宣明致シマシテ、斯ノ如キ殘酷ナル悲慘ナル事件ノ生ジタル以上ハ、何トシテモ之ニ對シテ、適當ナル露西亞ノ政府ガ出來タナラバ其賠償ヲ得ル、其賠償ヲ得ルコトニ付テハ——補償ヲ得ルマデノ間ハ如何ニシテモ北緯哈噠ト云フモノハ占領シナケレバナラヌ、國民ノ感情デアルト云フコトヲ申サレテ居ルノデアリマス、殊ニ此内閣ガ當初露西亞ニ對シテ、折衝ヲ始メマシタ當時ノ其原案ナルモノト、今日基本協定ヲ致サレマシタル點ト比較致シマス、非常ナル讓歩デアリマス、主義ニ於キマシテモ利權ニ於キマシテモ大讓歩デアアル、併ナガラ其大讓歩デアアル外交ノ失敗ハ、私之ヲ責メヤウト云フノデアアリマセヌ、唯、私ハ此場合ニ、四十六議會ニ於キマシテ、加藤高明子爵當時在野ノ人トシテ申サレマシ

タル點ヲ引用致シマシテ、現内閣ノ諸公ハ必ズ此尼港七百ノ死者ノ遺族ニ對シテ、十分ナル補償ヲ致サレタルコトデアルト云フ確信ヲ持ッテ居ルノデアリマス、即チ四十六議會ニ於キマシテハ、加藤高明子爵ハ斯様ニ申サレテ居ル、露西亞ハ斯様ナ悲慘事ヲ我ガ同胞ニ向ッテ加ヘタルデアアルカラ、適當ナル政府ガ出來テ來タ時分ニハ必ズ補償ヲシナケレバナラヌ、第二ノ補償ハ道義的ノ補償デアアル、第三ノ補償ハ此遺族ニ對シテ精神的、經濟的ノ補償ヲ致サナケレバナラヌ、此二ツノ主義ハ、日本帝國ガ露西亞ニ對シテ要求スル所ノ二大主義デアアル、根本的主義デアルト云フコトヲ四十六議會ニ於テ演說サレテ居ルノデアリマス、斯様ナ考ヲ持タレタル所ノ加藤子爵ガ、首相トナリマスガ故ニ、當然是等ノ尼港ノ悲慘事ノ犧牲トナタル遺族ニ對シテ、相當ナル考慮ヲ拂ハレタルモノト私共ハ確信致スノデアアル、所デ此日露ノ交渉ニ於キマシテ、最初政府ガ露西亞ニ要求致シマシタル此原案ノ如ク、十分ナル利權ヲ獲得致シタルデアレバ、即チ原案ニ於キマシテハ政府ガ「ソビエツト」政府カラ直ニ利權ヲ讓受ケルノデアアル、直ニ利權ヲ讓受ケルノデアレバ此利權ト——政府ガ讓受ケタル利權ト尼港事件ノ遺族ト、此遺族ノ補償トノ間ノ連絡結附ハ甚ダ容易ニ附クノデアアル、所デ今日ニ於テハ政府ガ「ソビエツト」政府カラ利權ヲ讓受ケルニ非ズシテ、特定シタル會社ガ其利權ヲ讓受ケルノデアアル、特定シタル會社ガ讓受ケルノデアアルカラ、此會社ノ有スル所ノ利權ト、此遺族ニ對スル補償ト云フモノ、連絡ハ甚ダ附キ難イノデアアル、之ニ對シテ政府ハ此獲得シタル所ノ利權ト、尼港ニ對スル——尼港ノ悲慘事ヨリ生ジタル所ノ損害ノ補償ト云フモノヲ、如何ニ連絡セシムルト云フ考ヲ持ッテ居ルノデアアルカ、若モ其御考ガ無イトスレバ、別ニ此尼港ノ慘事ニ遭ウタル者ノ遺族ニ對シテ、適當ナル補償ノ方法ヲ講ズル所ノ考ガアルノデアアルカドウカ、是等ノ點ニ對シテ詳細ナ

ル答辯ヲ希望スルノデアリマス(拍手)

○議長(柏谷義三君) 濱口大藏大臣

〔國務大臣濱口雄幸君登壇〕

○國務大臣(濱口雄幸君) 中村君ノ第一ノ御質問ニ對シテハ私ヨリ御答致シマス、總理大臣ノ施政方針ノ演說ニ於テ、行政整理ノ金額ヲ一般會計、特別會計ヲ通ジテ二億五千六百萬圓ト言フタノハ、是ハ誤デアリト云フ御議論デアリマス、此二億五千六百萬ト云フ整理金額ハ決シテ誤デアリマセヌ(ノー)正當ナル金額デアリマス、即チ其金額ハ一般會計ニ於テ一億五千二百萬、特別會計ニ於テ一億四百萬、合計二億五千六百萬デアリマス、併ナガラ此二億五千六百萬ト云フ整理ノ金額ハ即チ總整理金額デアリマス、整理ノ總金額デアリマス、純整理ノ金額ハ其中ヨリ兩會計ニ於テ重複ニナツテ居リマス所ノ八百九十萬ヲ減ジタル、二億四千七百萬ガ、純整理金額デアリマス、私ガ豫算總會ノトキニ説明ヲ致シマス、總理大臣ノ演說ニ於テ申サレタ所ハ、總整理金額ヲ申サレタデアリマス、二ツナガラ正當デアリマス(拍手)

○議長(柏谷義三君) 幣原外務大臣

〔國務大臣幣原喜重郎君登壇〕

○國務大臣(幣原喜重郎君) 尼港事件ノ後始末ノ事ニ付テ御質問ニ對シマシテハ、私ヨリ御答辯申上ダマス、此問題ニ付キマシテハ、實ハ豫算委員ノ總會ニ於キマシテ、私ヨリ大體御答辯申上ダテ置イタルデアリマス、只今委員長ヨリモ御報告ガアツタノデアリマス、要スルニ尼港事件ノ解決ニ於キマシテハ、國家ノ關スル限リ、日本ト云フ國家ノ關スル限リハ、今回ノ締結サレマシタ條約全部ガ解決デアリマス、之ニ依ツテ解決サレタモノデアリ、個人ノ損害ニ對シマシテハ、是ハ私ガ豫算委員ノ總會デ申上ダタル如ク、政府ト致シマシテハ海ニ深甚ナル同情ヲ表シテ居ルノデアリマスケレドモ、過日ノ北京ニ於ケル日露交渉ニ於キマシテハ此問題ニ付テ賠償金ヲ露西亞カラ取ルト云フコトハ事實不可能ト云フコト

ニ相成ツタデアリマス、今日ニ於キマシテ政府ガ—政府ト致シテ之ヲ救済致シ、救恤ヲ致スカドウカト云フ問題ニ付キマシテハ、今日ノ程度ニ於キマシテハ、政府部内ニ於テマダ議ガ纏マツテ居ラナイノデアリマスカラ、此點ニ關シマシテハ何レトモ私ハ御答辯ヲ申上ダタル時機ニ達シテ居リマセヌ、斯様ニ御答致シタノデアリマシテ、今日モ左様ニ答ヘルヨリ外ナイノデアリマス(拍手)

○議長(柏谷義三君) 中村啓次郎君

〔中村啓次郎君登壇〕

〔此時發言スル者多シ〕

○議長(柏谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス
○中村啓次郎君 本日ハ宮殿下モ御台臨ノ事デアリマス、成ベク議場ノ神聖ヲ保持スレ、重大ナル此豫算案審議ヲ全ウセラレルコトヲ希望スルノデアリマス(發言スル者多シ)

○議長(柏谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○中村啓次郎君(續) 只今大藏大臣ヨリ總理大臣ノ申サレタ二億五千六百萬圓ト云フ數字モ正シイノデアリ、併ナガラ正味ヲ申セバソレハ懸値デアツタノデアリ、斯様ナ何ダカ分ラナイ答辯デアリマスガ、是ハ—是ハ斯様ナ事デアアル(發言者多ク「低能」ト呼フ者アリ)低能トハ誰ニ言フ—アレハ私ニ低能ト言フ(議長退場ヲ命ジナサイ)ト呼ビ其他發言スル者多シ)

○議長(柏谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

〔此時發言スル者多シ〕

○中村啓次郎君(續) 是ハ斯様ナ事デアラウト思フノデアリマス、總理大臣ノ申サレタ數字ハ、一般會計ニ於ケル數字ト、特別會計ニ於ケル數字トヲ合セタ數字ガ二億五千六百萬圓ニナルノデアリ、所デ一般會計ノ數字ト特別會計ニ於ケル數字トガ重ナツテ居ル、其整理シタモノヲ一方デ整理シタ金、一方ニハ一億五千何百萬圓、一方ニ於テハ一億何百萬圓、此二ツノ金ヲ合セマスルト二億五千六百萬圓ニナルノデアリガ、左様ニダ、左様ニ一般會計ト特別會計トデ兩方デ整理シタ高ヲ重ネテ計算シタコトガ、ダブツテ居ル點ガ澤山アルデアアルマ

イカト云フコトヲ私カラ大藏大臣ニ申上ダマシタラ、大藏大臣ハ數時間ノ間ノ猶豫ヲ以テ調査シタ結果ハ、八百九十萬圓ダブツテ居ルト云フコトガ分タ、ソコデ私ハ何モ之ヲ攻撃シヤウトスルノデアリマセヌ免ニ角行政財政ノ整理ヲ致シテ、其自分ノ致シタ成績ヲ天下ニ發表シ、上御一人ノ御聖聽ニ達スルニハ(議場騒然)達スルニハ誤分ノ爲サレタコトハ誇大ナ事ヲ申シテハナラナイ、過大ナ事ヲ申シテハナラナイ、徒ニ虛偽ノ宣傳ヲ致シ、民心ヲ誤ラシムルヤウナコトヲヤツテハナラナイ、政治ハ至誠デナケレバナラス、政治ハ誠實デナケレバナラス、虛偽ノ事ガアツテハナラナイノデアアル(議場騒然)此點ニ於テ之ヲ言フノデアリマシテ...

○議長(柏谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○中村啓次郎君(續) 兩方ノ數字ヲ合セタモノガ二億五千六百萬圓デアモ、眞ニ整理シタル(何ガ虚偽ダ)ト呼フ者アリ眞ニ整理シタル點ト相違ノ點ガアツタナラバ、此相違ノ點ヲ明ニスルト云フコトガ、至誠ヲ以テ國事ニ當ル者ノ當然ナル所、所ノコトデアルト信ズルノデアリ(拍手)ソレカラ尼港事件ノ問題ニ付キマシテハ、只今外務大臣ノ答辯ヲ聽キマシテ私甚ダ遺憾ニ之ヲ感ズルノデアリマス、外務大臣ハ華盛頓會議ニ於キマシテ—華盛頓會議ノ極東會議ニ於テ斯様ナ演說ヲ致サレテ居ルノデアリ、其大部分ハ私省キマスガ、其最後ノ一節ダケヲ朗讀シテアナタ方ノ御聽キニ達スルノデアリ(ソノナコトハ知ツテ居ル)謹聽ト呼フ者アリ(千九百二十年尼港ニ於テ七百餘名ノ我が同胞ガ老若男女ノ別ナク無道殘忍ニ虐殺セラレ、正當ニ承認セラレタル帝國領事館員モ亦其難ニ殉ジタルハ、實ニ史上其例稀ナル大慘事ニシテ、如何ナル國民ト雖モ到底之ヲ看過スルノ屈辱ニ耐ヘ難キハ當然ニシテ、日本政府モ本件ニ關スル國民ノ正當ナル忿怒ヲ坐視スルコト能ハザリシナリ、事態斯ノ如シ、日本政府ハ他日露國ニ責任アル政府ノ樹立セラレ、同事件ニ關

シ満足ナル解決ヲ得ルニ至ルマデ、此慘虐ナル行爲ノ行ハレタル露領「サ格蘭」州ノ或ル地點ヲ復仇手段トシテ占領スルノ外、又他ノ處置ニ出ズルコト能ハザリシナリ」斯様ニ申サレテ居ルノデアリマス、即チ満足ナル解決ヲ致サナケレバナラナイ、此満足ナル解決ハ直接ニ露國カラ—「ソビエツト」政府カラシテ、此尼港ノ遺族ニ對シテ直接ニ補償ヲ得ルコトノ出來ナカッタコトハ、外交ノ失敗デアアルコトハ明デアアル(拍手)併ナガラ私ハ此外交ノ失敗ヲ攻撃シヤウトスルノデアリナイ、斯ノ如キ國民感情ノ高調ニ達シタル此事實、此國民感情ノ高調ヲ以テ是ハ消滅スルモノデアリナイ、此國民全體ノ感情ヲ融和スルノニハ、此遺族ニ對スル完全ナル補償ガ行ハレナケレバ、斷ジテ此國民感情ヲ融和スルコトハ出來ナイ、此意味ニ於テ私ハ此質問ヲ致ス次第デアリマス(拍手)

○議長(柏谷義三君) 原夫次郎君

〔原夫次郎君登壇〕

○原夫次郎君 諸君、私ハ只今上程ニ相成テ居ル追加豫算ニ關シ、就中此追加豫算中ノ樞太ノ行政整理ノ問題ニ關スル此追加豫算ノ部分ニ付テ、御質問ヲ致スノデアリマス、私ハ豫算總會ニ於テ此質問ヲ爲サンガ爲メ、政府當局ニ御出席ヲ求メテ置イタルデアリマスガ、丁度私ノ質問ノ始マル少シ前ニ、樞太長官ハ急ニ腹痛ノ爲ニ影ヲ失タノデアリマス、加藤總理大臣モ要求致シタノデアリマス、唯、僅ニ江木内閣書記官長ガ出席致サレタノデアリマスガ、私ノ質問ノ時間ハ僅ニ二十五分乃至二十分ニ過ギナカッタノデ、マダ質問ガ未了ノ儘殘タノデ、茲ニ其續キヲ御致ス次第デアリマス、私ガ茲ニ述ベントスル所ノ—御尋セントスル所ノ質疑ノ要點ハ、私ノ質疑ノ便宜ト致シ又政府當局ノ答辯ノ便宜ヲ爲メ、豫メ之ヲ三段ニ分ツテ御質疑ヲ致シタイト思フノデアリマス、先程モ町田委員長カラ御報告ニ相成ツタル如ク、今度ノ追加豫算ニ關シテ

ハ、現内閣が標榜致シタ所ノ行政整理ノ結果ニ、極メテ重大ノ關係ノアル所ノ豫算案デア、而シテ此行政整理ノ結果、昨年十二月申ニ樞密院ノ役人ヲ減ジ、或ハ事務ノ分掌ヲ變ズルコト、ナツタ爲ニ其範圍ニ於キマシテ大正七年勅令第九十八號ニ樞密院官制ヲ改正スル所ノ勅令案ヲ具シテ之ヲ上奏致シテ、其勅令案が昨年十一月樞密院ニ御下問ニ相成ツタノデアリマス、其樞密院ニ付議セラレタル所ノ勅令案ノ内容ヲ見マスルト云フト、先ヅ樞密院ノ支廳長ヲ減ジテ、其代リニ支廳出張所ト云フモノヲ設ケマシタコトニ關係致シタノデア、隨テ此支廳長ノ管轄區域ニ關シ、或ハ名稱ヲ變更シ、或ハ其地域ノ變更ニ重大ナル影響ヲ及ボス所ノモノデアッタノデア、是ガ第一番デアリマシテ、次ニハ樞密院ニハ從來部長三人アッタノヲ、之ヲ二人制ニ變更致シ、從來ノ拓殖部ヲ廢シテ内務部ニ併合致シタノデア、第三番目ニハ樞密院ノ役人ノ役人デア、警視、屬、警部、技手、森林主事、通譯等ヲ或ハ増減シ、或ハ變更スルコトガアッタノデアリマス、是等三箇ノ改正要點ノ勅令案ト云フモノガ、樞密院ニ掛ツタノデア、而シテ此改正勅令案ナルモノハ樞密院ノ議ヲ經テ、昨年十二月二十五日ヲ以テ、是ガ裁可御公布ニ相成ツタ居ルノデアリマス、此二十五日ノ官報ニ於テハ申スマデモナク、天皇陛下ノ御名、御璽、攝政殿下ノ名ニ於テ内閣總理大臣ガ之ニ副署ヲ致シテ御公布ニ相成ツタ居ルノデアリマス、而シテ此勅令ハ、其附則ニ於テハ彼ノ公式令ノ規定ニ委ネテアル所ノ其本則ニ依ラズシテ、特例ヲ設ケ、即チ此勅令ナルモノハ二十五日御公布ノ日カラ之ヲ施行スルト云フコトノ附則ガ發布ニ相成ツタ居ルノデアリマス、而シテ一面樞密院ノ官制ヲ見マスルト云フト、樞密院官制ノ第三條ニ依レバ、樞密院官ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ、法律命令ヲ執行シ、部内ノ行政事務ヲ管理スルト云フ規定ニナツタ居、又第四條ノ規定ヲ見ルト云フト、長官ハ其職權又ハ特別ノ委任ニ依リテ

應令ヲ發シ、之ニ三箇月以下ノ懲役、禁錮若クハ拘留、又ハ七十圓以下ノ罰金若クハ科料ノ罰則ヲ附スルコトガ出來ル、斯ウ云フ規定ニナツタ居、又第十二條ノ規定ヲ見ルト云フト、樞密院官内須要地ニ樞密院支廳ヲ置ク、其名稱位置及管轄區域ハ、内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ長官ガ之ヲ定メル、斯ウ云フ樞密院ノ官制ガ變更ニ發布ニナツタ居、此變更ノ樞密院ノ官制ノ今度ノ新官制ニ依リテ是ノ一部ヲ變更ノ勅令ニ相成ツタ居ルノデアリマス、而シテ又樞密院官ナルモノ、直近上級ノ長官ト云ヘバ、内閣總理大臣デアルト云フト此官制決定メテアルノデアリマス、隨テ樞密院ニ於テハ其樞密院ノ官制ニ基イテ、長官ガ更ニ樞密院令ヲ發シ、若クハ樞密院ノ訓令ヲ發スルコトカ、或ハ樞密院ノ告示ヲ發スルコト云フコトニ付テハ、必ズ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クルニアラザレバ、自己ノ專權ニ屬スル以外ノ事ハ發令ガ出來ナイコトニ相成ツタ居ルノデア、然ルニ洵ニ驚入タルコトハ、先程申上ダマシタ如ク、樞密院ニ關スル所ノ勅令ガ昨年十二月二十五日ニ發令ニナリ、二十五日マデハ樞密院ノ議ニ付セラレテ居、而シテ樞密院ノ御承知ノ如ク絕對秘密ノ府デアリマス、然ルニ拘ラズ樞密院ニ於キマシテハ、此樞密院ニ掛ツタ居ル所ノ勅令ガ發令ニナルニ非ズンバ、樞密院自身ニ於テ發令ヲスル事ノ出來ナイ廳令、訓令、告示ト云フモノヲ、合計二十四件アルノデアリマスカ、此合計二十四件ト云フ數多キ廳令ヲ昨年十二月十五日、即チ樞密院ノ議ニ掛ツタ居ル本勅令ノ發布ノ十日以前ニ當リマシテ、樞密院ノ公文式令ニ基イテ、樞密院々々新聞紙上ニ於テ、其大シタ廳令、訓令、告示ナルモノヲ全部發布ヲ致シタノデアリマス、而シテ其發令ノ中ニ是等ノ廳令、訓令、告示ト云フモノハ此十二月十五日發令ト同時ニ、直ニ之ヲ樞密院内ニ施行スルト云フコトノ施行文マデモ附シテ之ヲ發令ヲ致シタノデアリマス、ソコデ私ハ豫算委員會ニ於テ江木内閣書記官長ニ質問ヲ致シタノデア、何故斯ノ如キ根本ノ勅令ガ未ダ發令セ

ザル前ニ當リテ、此根本ノ勅令カラ承繼イデ發令スベキ廳令、訓令、告示ト云フモノヲ、其前ニ當リテ發令ヲ致シタノデア、何故之ヲ即時ニ施行スルコトヲ發令シタノデア、アルカト云フコトヲ問ヒマシタ所ガ、江木内閣書記官長曰ク、是ハ豫メ樞密院官ト打合セヲ致シテ置イテ、而シテ政府ニ於テハ本勅令ハ樞密院ニ掛ツタ居ルガ、多分昨年十二月十五日ニハ發令ニナル事ト思フテ、豫メ樞密院官ト打合セヲ致シテ置イタノデア、然ルニ拘ラズ昨年十二月十五日ニハ、本勅令ハ發令ノ運ビニ至ラナカッタノデア、所デ樞密院ニ於テハ既ニ發令ニ相成ツタモノト思フテ、十五日ニ發令ヲ致シテ、發令施行ニ相成ツタノデア、是ハ全ク通信機關ヲ失フテ居リマシタ爲ニ、不可抗力ニ原因スル事柄デア、何トモ致方ナイ事柄デア、政府者ニ於テハ責任ハ無イト云フ、斯ウ云フ答辯デア、質問者ハ如何デアリマセウ、樞密院ガ權限ナキニ如キ發令ヲ致シタト云フコトガ、何デ不可抗力ト關係アルカ、毛頭不可抗力ト云フモノハ原因トシテ此責任ヲ回避スルコト云フコトハ、斷ジテ出來ナイ私ハ考ヘル(拍手)先ヅ第一番ニ打合セヲシテ置イテ、十五日ニ本勅令ガ出ルノデア、十五日ニ廳令、訓令、告示ヲ發令スルコト云フ打合セハ何ノ事デア、内閣總理大臣並ニ内閣書記官長ナル者ハ斯ノ如キ打合セヲスルコト云フコトハ斷ジテ出來ナイ事デア、何トナレバ本勅令ノ發令ハ、樞密院ニ在リ、又本勅令ノ發令ナルモノハ、畏多クモ、陛下ノ御意思ニ存スル事デア、如何ナル御裁可ガアルカモ分ラナイニ拘ラズ、而シテ其事柄ハ世間ニ對シテ絕對秘密ノ事デア、昨年十二月二十五日マデ掛ツタ所ノ絕對秘密ニナツタ居、此勅令ノ事項ヲ一勅令ニ基カナレバ發令スルコトノ出來ナイ廳令、訓令、告示ト云フモノヲ十日以前ニ之ヲ發令スルコト云フコトハ、何タル不都合ナ事

デアリマセウカ、聞ク所ニ依リマス、江木書記官長ガ答辯致シタル其不可抗力ト云フノハ、普通ノ電信トカ、或ハ郵便トカ云フ問題デア、當時無線電信ハ杜絶ハ致シテ居ナカッタト云フコトデア、高等警察ニ屬スルコト、若クハ高等機密ニ屬スルコトハ總テ樞密院ト東京トノ間ニ於テ無線電信ヲ取交ハシテアッタト云フコトデア、恐クハ樞密院官トカ内閣書記官長トノ打合ヲシテ樞密院ニ持テ歸ツタ所ノ此廳令、訓令、告示ト云フモノハ、長官自身ニ非ズシテ、長官ノ部下ノ者ガ勝手ニ斯ウ云フモノヲ發令シタコト、想像スルヨリ外ニ途ハナイノデアリマス、ソコデ私ガ御尋致シタイコトハ、私ガ茲ニ言フマデモナク、憲法第十條ノ規定ニ依レバ、天皇ハ行政各部ノ官制ヲ定メ、又ハ文武官ノ俸給ヲ定メ、又ハ文武官ノ任免スルコトヲ炳乎タル規定ガアルノ任、此規定ノ爲ニ憲法上文武官ノ任免、官制等ハ全然我が天皇陛下ノ大權ニ屬スル、所謂大權事項デア、アルノデアリマス、然ラバ下屬、巡査ニ至ルマデモ是ハ我が、天皇陛下ノ官吏デア、何人モ之ニ容喙スルコトノ出來ナイ事柄ガ憲法カラ立論セラル、ノデアリマス、然ルニ樞密院官ハ何タル事ヲ爲シタノデアリマセウカ、此、天皇陛下ノ大權ヲ自ラ犯シタモノト結論セザルヲ得ズシテ何デアリマセウ、私ハ此行為ニ付テハ何所マデモ樞密院官ハ我ガ憲法上、天皇ノ大權ヲ干犯致シタル行為デア、アルト信ズルノデアリマス、内閣總理大臣ハ是ハ如何ニ見ルノデア、之ヲ第一番ニ伺フノデアリマス、次ニ又江木書記官長ノ昨日ノ答辯ナルモノハ、不可抗力ニ依リテ吾々ハヤタノデア、如何ナル責任ガ無いノダト云フテ隱シノ答辯ヲ致シテ居、デアリマスガ、是ハ飛ンデモナイ答辯デア、アルト思フ、何トナレバ江木書記官長ノ答辯致シタル打合セヲ爲シタト云フコト自身ガ、既ニ大權干犯ノ行為デア、然ルニ樞密院官ノ直近上級官廳デア、内閣總理大臣、並ニ之ニ隸屬致シテ居ル所ノ江木内閣書記官長ナル者ハ、濫ニ、天皇陛下ノ大

權ニ屬スル勅令、此勅令ノ未ダ定マラザル
前ニ當テ、斯ノ如ク是ガ公布ノ打合セヲ
爲スナント云フコトハ、是モ同ジク大權十
犯ノ同罪デアルト謂ハナケレバナラヌト思
フノデアアル、諸君、是ガ樺太日々新聞ノ原
文デアアル、此原文ヲ見ルト云フト、樺太廳
令ハ七ツアルノデアアル、第三十九號、乃至
第四十五號、又之ニ牽聯シタル訓令ガ十二
アルノデアアル、其十二ハ即チ第五十九號
カラ六十六號マデ、又告市ハ五ツアルノデ
アル、二百九十九號カラ二百三十三號マデ、合計
二十四件ノ法律規則ヲ同時ニ公布致シタル
デアリマス、是ニ於テカ今日我國ノ法令、
並ニ公文式ノ解釋ニ依レバ、此法令ヲ正式
ニ依テ公布シタルナラバ、而モ此規則ノ附則
ニ依テ即時ニ之ヲ施行スル上云フ附則ガ
附イテ居ル以上ハ、樺太ノ島民ハ即時ニ此
法律規則ニ對スル違由ノ效力ガ發生致ス
デアアル、何人モ之ニ對シテ違由シナケレバ
ナラヌ義務ヲ發生致シテ居ルノデアアル、是
ハ即チ今日法令並ニ公文式、又樺太ニ於テ
ハ特ニ樺太廳公文式ト云フモノガ發布致シ
タル以上ハ何トモ仕方ガナイ、人民ハ之
ニ對シテ方ヲ持ツノデアアル、然ルニ何事デア
リマセウカ、昨年ノ十二月十五日ニ斯ノ如
キ多クノ法令ヲ發布致シテ置イテ、而シテ
本勅令ナルモノハ昨年ノ十二月二十五日ニ
官報ヲ以テ公ニセラレタルノデアアル、故ニ樺
密院ノ議ヲ附シテ御裁可ニナッタル所ノ
此勅令ナルモノハ、即チ昨年ノ十二月二十
五日カラ、之ニ對シテ人民ハ違由ノ義務力
ヲ持ツ事ニナッテ居ル、然ルニ拘ラズ樺太
長官ハ昨年十二月十五日ニ自分ガ發令致シ
テ置イテ、本勅令ガ十日過ギノ二十五日ニ
發令ニナリ、ソレカラ二日ヲ經テ昨年ノ十
二月二十七日ニ至リ、樺太ノ日々新聞ヲ以
テ正誤ヲ發シタルデアアル、正誤ヲ掲載致シ
タルデアアル、而シテ此正誤ニ依レバ、全部
斯ノ如ク二十四件アル所ノ法律規則ハ、全
部ハ誤リデアタルデアアル、斯ウ云フ正
誤ヲ出シテ居ル、而モ其正誤文中ニハ、實
ニ驚クベキ正誤文ガ出シタル、誠ニ御迷
惑デアリマセウケレドモ之ヲ讀ミマスカ

ラ、一應御聽取ヲ願ヒタイ「正誤、十二月
十五日公報、樺太廳令第三十九號乃至第四
十五號、樺太廳訓令第五十五號乃至第五
十七號、及第五十九號乃至第六十六號、附則
中、公布ノ日ハ大正十三年十二月二十五
日、何レモ誤リ、同日公報樺太廳令第九
號乃至第二百三十三號ニ附則本告市ハ、大正
十三年十二月二十五日ヨリ之ヲ施行スル
レモ脱シテ居タルデアアル、同日公報樺太
廳令第二百三十三號中「改ム」トアルノ
ハ「改メ」大正十三年十二月二十五日ヨリ
之ヲ施行スル誤デアタル、斯ウ云フ正誤ガ出
テ居ル（宜イデヤナイカ）ト呼フ者アリ、宜
イデヤナイカデハナイ、マア聽キ給ヘ、ソ
コデ斯ナ正誤ハ開闢以來ナリ正誤デア
ト私ハ斷言シテ置ク（拍手）此點ニ付テ江木
書記官長ノ答辯ニ曰ク、此正誤ト云フモノ
ハ時々アルコトデアアル、官報ニアルコトデ
アル、ソレデアアルカラ正誤ヲ出シタルデア
アルカラ、既往ニ遡テ全部取消ニシタルモ
デアアルト心得テ居ル、斯ウ云フ答辯デア
ル、併ナガラ諸君、官報デ吾々モ正誤ヲ見
テ居ルガ、此場合ハ正誤ト云フモノハ、官
報ノ正誤ト云フ場合ハ何時モ誤植ノ場合デ
アル、或ハ其字ヲ本物ノ官報ノ報告ハ本當
デアッテモ、之ヲ讀合セテ誤ルカ、校正
ヲスル場合ニ於テ、字ガ違フテ居タルカ、
或ハ日附ノ「十二」ト書クベキモノヲ「二」
字ガ違フテ居タルカ、脱シテ居タルカ云
フ正誤ナラバ格別デアアルケレドモ、江木書
記官長自身ガ昨日答辯致シタル如ク、既ニ此
發令ノ前ニ内閣總理大臣ト打合セノ上此規
則ノ發令ヲ持ッテ歸テ居ッテ、昨年ノ十二
月十五日ニ本勅令ガ出ルカラ、其時ニ一緒
ニ出サウト云フコトデ打合セテ居タル
デアアルカラ、昨年ノ十二月十五日ニソレ
ヲ出シタルデアアルト云ヘバ、是其言ノ如
ク既ニ意思アリ、發令センガ爲ニ發令致シ
タモノデアッテ、何カ此所ニ誤ガアルカ、
何カ錯誤ガアルカ、斯ノ如キ正誤文ヲ出サ
ウト云フノハハ全クテ隱シノ事デアッ
テ、私ハ斯ノ如キ正誤ハ——諸君モ御承知
ノ如ク是ハ我が刑法典ヲ禁ジテ居ル事情デ

アル、明ニ官文書ノ偽造罪ニ屬シテ居ルノ
デアアル（拍手）若シ刑法罪ニ觸レヌト云フナ
ラバ、私ハ茲ニ刑法ヲ寫シテ居ルカラ之ヲ
讀上ダヤウ、刑法第五百五十五條ニ「行使ノ目
的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署
名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ
文書若クハ圖書ヲ偽造シ又ハ偽造シタル公
務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シ
テ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ
圖書ヲ偽造シタル者ハ一年以上十年以下ノ
懲役ニ處ス」（拍手）又刑法ノ第五百五十七條
ニハ「公務員ニ對シテ虛偽ノ申立ヲ爲シ權利、
義務ニ關スル公正證書ノ原本ニ不實ノ記載
ヲ爲サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁
錮ニ處ス」トアル、又第五百五十八條ニハ「前
四條ニ記載シタル文書又ハ圖書ヲ行使シタ
ル者ハ其文書又ハ圖書ヲ偽造若クハ變造シ
又ハ虛偽ノ文書若クハ圖書ヲ作り又ハ不實
ノ記載ヲ爲サシメタル者ト同一ノ刑ニ處ス」
トアルノデアアリマス、此ノ刑罰論カラ申
スナラバ、樺太長官ノ斯ノ如キ虛偽ノ正誤
文ナルモノハ、刑法ニ照スルコト云フト即チ數
罪俱發ニ相當スルノデアアル（拍手）何故數罪
俱發カト云ヘバ、即チ一面ニ於テハ自分等
ガ總理大臣ト打合セテ爲シテ置イテ、其打
合セ通りナ法律廳令ヲ——打合セテ爲シタ
ル所ノ訓令、廳令、告市ヲ發令致シタルデア
アル、而シテ之ヲ正誤スルコト云フト取消
スト云フトハ、即チ是ハ自分ガ虛偽ヲ働
キ、官文書其物ヲ偽造シタルコトニナル、又一面
カラ申ス上云フト、斯ノ如キ正誤文ヲ出シテ
而シテ其正誤ヲ出シタル所ノ人間上云フト
偽タト云フトハ、即チ公務員ヲ偽タト
云フトコトニナル、數罪俱發デアアル、斯ノ如
ク一面第一ニ述ベマシタル所ノ樺太長官ハ
天皇陛下ノ大權ヲ干犯シ、内閣總理大臣並
ニ江木書記官長ハ是ト同罪、大權干犯ヲ
致シタルデアアル、第二ニハ今申上ダタル
タ昌谷長官ハ刑法ノ刑罰ニ觸レル所ノ行
爲ヲ敢テ致シタルデアアル、斯ノ如キ行爲
ヲ爲シタル者ヲ、内閣總理大臣或ハ是ノ
直近上級ノ長官ト致シマシテ、現ニ我が
法規中ニ懲戒令ナルモノノ規定シテ居ル、

高等文官懲戒令、普通文官懲戒令ガアル
（君ハソレヲ知ッテ居ルカ）ト呼フ者アリ、
御希望ナレバ讀上ダルト——官吏服務規律ノ
第一條ニ依レバ「凡ソ官吏ハ、天皇陛下及
天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ
法律命令ニ從ヒ各其職務ヲ盡スヘシ」トアル、
而シテ文官懲戒令ノ第二條ノ規定ニ依
レバ、「官吏ノ懲戒ヲ受クヘキ場合ハ左ノ如
シ一、職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠
リタルトキ二、職務ノ内外ヲ問ハス官職上
ノ威嚴又ハ信用ヲ失フヘキ所爲アリタルト
キ」又第二十九條ニ依レバ「本局長官ハ所部
ノ官吏ニ對シ懲戒ニ當ルヘキ所爲アリト思
料スルトキハ證據ヲ具ヘ書面ヲ以テ懲戒委
員會ノ審査ヲ要求スヘシ」斯ウ云フ規定ニ
ナッテ居ル、デアリマスルガ故ニ、第二段
ニ至ッテ斯ノ如キ大ソレタル違反行爲ガアル
ノデアアルガ、之ニ對シ直近上級ノ長官デ
アル内閣總理大臣、或ハ樺太長官ニ對シテ
果シテ懲戒委員會ニ掛ケル所ノ提議ヲ爲ス
カ否ヤト云フ點デアリマス、第三番目ト致
シマシテハ、先程申上ダタル昨年十二月二
十五日ニ全部已レノ發シタル廳令、訓令、
指令ト云フモノヲ、此正誤ニ依テ取消シ
ヤウト圖ッタルデアアル、然ルニ又罪ヲ深ウ
シテ彼等ハテレ隱シヲ致シタルガ爲ニ、本年
ノ一月ニ至リ本年一月二十三日ノ官報ノ廳
令欄内ニ於テ、前ノ正誤ヲ掲載タル所ノ廳
令六項ヲ此所ヘズラッテ列ベタルデアアル、
ソコデ私ハ江木書記官長ニ、何タル事デア
ルカ、而シテ樺太廳ニ於テハ樺太廳公文式
ナルモノガアッテ、樺太廳ノ公報ニ屬スル
所ノ樺太日々新聞ヲ以テ總テ之ヲ公布シナ
ケレバ效力ガ無いモノデアアルト云フトガ
規定シタル、然ルニ官報ニ更ニ之ヲ公布
スルト云フトハ、ドウ云フトデアアルカ
ト云フト云フト書記官長ニ御尋シタルガ、書
記官長ハイヤハは官報ニハ或ハ色々ナ廣告
ヲ爲スコトガ出來ルノダ又小説マデモ——
小説デハナイイガ色々ナ記事マデ載セルコト
ガ出來ル、是ハ念ノ爲ニ唯、斯ノ如ク掲載
モノデアッテ、是ハ何モ出ヌ必要ハ無いノ
ダ、斯ウ云フ答辯デアアル、斯ノ如キ答辯ナ

ルモノハ實ニ私ハ驚入り、又深愛ニ堪ヘナ
イ(拍手)何ガ故ニ斯ノ如キ無駄ナ事、江木
書記官長ノ言ノ如クンバ、官報ニ其告市ヲ
爲シタト云フコトハハホンノ惡戯半分ニ
出シタト云フ答辯デアル、眞ニ驚入ラザル
ヲ得ナイデハナイカ、成程官報ニハ或ハ石
鹼ノ廣告モアリ、或ハ藥ノ廣告モアル、サ
ウ云フ積リテ出シタト云フナラバーソレ
デモ矢張費用ガ掛ル、何モ惡戯半分ニ官報
ニ出スト云フコトヲ答辯スルニ至テハ、
其答辯自體ニ於テ既ニ私共ハ非常ナ疑惑ヲ
有セザルヲ得ナイ、私ノ信ズル所、想像ス
ル所ハ當ラナイカモ知レヌケレドモ、樺太
廳ニ於テ以上述べタ如キ失態ガアツタ爲ニ、
此失態ヲ蔽ハシテ爲ニ、内閣書記官長並ニ
加藤總理大臣ト謀シ合セテ、何トカシテ此
善後策ヲ講ジナケレバナラヌ、此善後策ヲ
講ズルニハ先ヅ自分等ノテレ隠レヲ爲サン
ガ爲ニハ官報ニ——モウ三十日モ經過シテ
居ル後デアル、世間ノ攻撃ヲ恐レルガ爲
ニ、官報ニ斯ノ如キ無駄ナコトヲ、效力モ
何モ存スベキ事柄デナイ事柄ヲ、官報ニヒ
ヨクテ出シテ置イテ世間カラ攻撃ガアツ
タ場合ニ於テハ、イヤアレハ官報ニモ出テ
居ラナクデアルト云フヤウナコトヲ言ハン
ガ爲ニ、世間ノ眼ヲ掩ハシテ爲デアル(拍
手)何タル官報ニ事デアリマセウ、現
在ノ樺太ノ島民達ハ、斯ノ如キ道方ニ對シ
テ非常ニ驚入り、非常ニ憂慮シテ、彼地
ニアル所ノ新聞ニ於テモ、樺太長官ノ此道
方ニ付テハ驚々々々ノ聲ヲ爲シテ居ル、先
ヅ第一番ニ樺太ノ新聞ノ標題ヲ見マシテモ
如何デアリマセウ(聖代ニ於ケル)一大不
祥事、今尙樞密院ノ審議未了中ニ屬スル基
本タルベキ官報ノ改正前ニ、樺太廳ハ關
係ノ應令等ヲ去ル十五日附ヲ以テ即日施行
ノモノトシテ公然公布シ、官報改正ヲ強要
スルガ如キ、斯ル事態ハ違憲、違勅ノ大罪
ヲ敢行スルモノナリ、速ニ其責任ヲ明ニス
ベシ(斯ウ云フヤウナ題目デ喧々々々非常
ナ議論ヲ聞ハシテ居ルノデアル、私ハ茲ニ
貴重ナル時間ヲ取テ斯ノ如ク論ズルノハ、
一樺太長官ヲ相手ニスルノデハナイ、此現

内閣ノ施政ノ方針ハ如何デアリマスカ、與
黨諸君ハ能ク御承知ノ通りデアル、即チ現
内閣成立ノ初ニ當テ、現内閣ハ天下ニ綱
紀肅正ヲ自己ノ使命ノ大ナルモノトシテ揭
ダナノデアル(拍手)而シテ加藤首相ハ彼ノ
内閣閣令一號ヲ以テ綱紀肅正ニ關スル訓諭
ヲ滿天下ニ發シテ居テ、而シテ昨年ノ六
月、彼ノ地方長官會同ニ當テ第一義トシ
テ、此綱紀肅正問題ヲ地方長官ニ訓示シテ
居ル、ソレカラ次デ昨年ノ臨時議會ニ當リ
マシテモ、又本議會ノ初ニ於ケル所ノ總理
大臣ノ施政方針ニ關シテモ、綱紀肅正ト云
フモノハ此現内閣ノ使命デアル、斯ノ如キ
綱紀、内閣ノ首班ニ當ル所ノ内閣總理大臣
ガ、自分ガ指示ヲ致シテ、自分ガ共謀ヲ致
シテ、而シテ大權干犯ノ事ヲヤリ、刑法ニ
觸レルヤウナ事ヲヤリ、而シテ斯ノ如キ大
罪ヲ犯シテ居ナガラ、恬トシテ顧ミナイ、
文官懲戒令ニモ掛テナイト云フコトハ一體
如何ナ事デアリマセウカ(拍手)内閣總理大
臣ハ茲ニ此綱紀肅正ニ關シテハ一大方針ヲ
示シ、即チ一般ノ綱紀肅正ハ先ヅ官報ノ振
肅カラ之ヲ始メナケレバイカヌ、官報
ノ振肅ハ本デアルト云フコトヲ言、テ
居ル、斯ノ如ク内閣總理大臣ガ自ラ綱
紀肅正ノ看板ヲ掲ゲナガラ、此事件ニ至
テ自ラ其看板ヲ撤回シ、甚シキハ自己ノ宣
言マデ蹂躪シテ居ルコトニナル、此事件
ニ對シテハ私ハ飽マデモ現内閣ガ法令、公
文式ヲ蹂躪シ、大權マデモ干犯シヤウトス
ルコトハ官報ノ上カラ云テ是ヨリ次ナル
モノハ無イノデアル(拍手)「レハ何ダ」ト
呼フ者アリ(質問デアル、而シテ今日デモ
先程閣僚中村君ノ申シタ如ク、私ハ先ニ内
閣總理大臣ノ出席ヲ通告致シテ居ルノデア
ル、然ルニ拘ラズ突如トシテ先刻出掛ケテ
行ク、貴族院(行ク)ト云フコトデアル、
何タル事デアリマセウカ、又昨日ノ豫算委
員會ニ於テ樺太長官ハ私ノ質問ニ先ダテ、
急ニ腹痛ノ爲メ退席シタノデアル、何タル
事デアルカ、(拍手)斯ノ如ク官報ヲ紊亂
シ、斯ノ如ク綱紀ヲ紊亂シ、刑辟ニ觸レテ而
シテ恬トシテ其位ニ在ルト云フコトハ何ノ

事デアル、是デ以テ滿天下ニ現内閣ハ綱紀
肅正ヲ高唱スルナント云フコトハ洵ニセ、
ヲオカシイ事デアル(拍手)以上三點ニ向
テ總理大臣若クハソレニ代ルベキ人ノ十分
ナル答辯ヲ要求スル次第デアリマス(拍手)
○議長(粕谷義三君) 政府ノ答辯ガアリマ
ス
○政府委員(濱田恆之助君登壇)
○政府委員(濱田恆之助君) 只今原君ノ御
質問ニ對シテ御答辯ヲ致シマス、只今ノ御
尋ハ樺太廳ニ於キマシテ、官報ニ對スル問
題ニ付キマシテ、公布上ノ手續ニ間違ガア
タ事ニ付テノ質問デアリマス、御尋ノ事實
ハ、大體原君ノ御尋ノ通りデアルノデゴザ
イマス、即チ豫テ官報ハ昨年ノ十二月十五
日ニ發布スル豫定ヲ以テマシテ此事ヲ樺太
廳長官ニ打合セテ致シマス、其準備ヲ整
ヘサセテ置イテ生ジマシテ、官報ノ發布ハ
二十五日ニ變更ヲ生ジマシテ、官報ノ發布
キマシテ不幸ニモ十二月十日ヨリ致シマシ
テ、樺太ニ對スル電信ガ全部不通トナツタ
ノデアリマス、ソレ故樺太廳ハ此官報ガ果
シテ十五日ニ發布サレタルヤ否ヤト云フコ
トノ疑問ニ陷タノデアリマス、此際ニ於
キマシテハ、樺太廳ト致シマシテハ十五日
ニ發布サレタモノトシテ、相當ノ手續ヲ爲
スノカ、若クハ發布サレナイモノトシテ之
ヲ其儘ニ打退テ置クカ、何方カノ途ヲ取
ルヨリ外ナイノデアリマス、私ハ樺太廳ノ
長官ガ多分此音信不通ノ際ニ於テ、十五日
ニ發布サレタモノデアラウト考ヘテ、自己
ノ責任ヲ以テマシテ之ヲ其手續ヲ發布シ
タト云フモノハ、其責任ヲ重シタモノダ
ト信ジマス(拍手)之ニ就キマシテマダ公布
サレナイ秘密ニナツテ居ル所ノ、官報ニ關
スル事項ノ規則ヲ發布シタト云フコトハ、
大權干犯デアルト云フコトヲ御話ニナリマ
シタ、樺太廳長官ガ若シモ官報ニ恣ニ拵
マシタナラバ、確ニ大權干犯デアリマス、
併ナガラ樺太廳長官ハ決シテ官報ヲ制定シ
タノデハゴザイマセヌ、唯、其發布サレタル

官報ニ付キマシテ、ソレニ附屬スル所ノ規
則ヲ定メタニ過ギマセヌ、サウシテ之ヲ定
メル權能ハ樺太廳長官ニ委任サレテ居ルノ
デゴザイマス、其委任サレタ權限内ニ於テス
ルコトガ大權干犯トハ政府當局ハ考ヘマセ
ヌ、又原君ハ此官報ガ未ダ發布セラレザル
前ニ、即チ未ダ秘密デアアル際ニ、之ヲ樺太
廳ニ内示致シ豫メ手續ヲ準備シタト云フ
コトモ、亦大權ノ干犯デアルト云ハレタ、
大權ノ干犯ハ先刻モ申ス通り、官報ヲ制定
シテコソ大權ノ干犯デゴザイマス、サウシ
テ只今ノ場合ノ如キ、發布以前ニ於テ、豫
メ其打合セヲシテ、其官報ノ發布ヲサレタ
時ニ間違ノナイヤウニ準備ヲ致スノハ、干
犯デナイノミナラズ、當局ノ當然ノ責任デ
アリマス、サウシテ次ニ正誤ノ事ニ付キマ
シテ御質問ガアリマシタ、正誤ハ誤ヲ正ス
ノデゴザイマス、無論誤ヲ正ス際ニ於テ、
其範圍ノ大小ノアルハ勿論デアリマス
ガ、ソレハ區々ニ互リハセウ、併ナガラ誤
ヲ正シテ之ヲ正ス以上ハ、矢張正誤デゴ
ザイマス、此正誤ヲ爲スノハ當然デ之ヲ爲
サナカッタ即チ其義務ニ反クモノデゴザ
イマス、ソレカラ又樺太廳ニ於テ爲シタ所
ノモノハ、公文書偽造罪デアルト云フコト
ノ御質問デアリマシタ、職權ナルモノハ其
委任サレタル職權ノ範圍内ニ於テシマス事
ガ、其間ニ不可抗力ニ依テ行進ヒガアリ
マシテモ、是ハ當然職權内ノ行爲デアリマ
ス、前ノ發布シタモノ當然ノ職權内、後ニ
正誤シタモノ當然ノ職權内デアリマス、當
然ノ職權ニ基イテ、サウシテ何等ノ惡意デ
ナイ所ノ所爲ガ、何故ニ犯罪ニナルカト云
フコトハ當局ハ信ジマセヌノデアリマス、
ソレカラ尙ホ官報ニ更ニ掲載サレタ事ニ付
テ御尋ニナリマシタ、是ハ樺太ニハ限リマ
セヌ、其他ノ殖民地ニ於キマシテモ、人民
ノ權利、義務、其他ノ事ニ關スル事ヲ公布
致スニハ、一般ニ周知スルノ便宜ヨリ致シ
マシテ、官報ニ掲載スルト云フコトガ慣例
ニナツテ居リマス、サウシテハ既ニ公布
ト云フコトハ、樺太廳ノ廳令ニ依テ出來
テ居リマスカラ、官報ニ掲載スルノハ決シ

テ公布式ニ依ルモノデハアリマセヌ、單ニ便宜ノ爲ニ之ヲ揭示シテ置クト云フ譯デゴザイマス、以上ヲ以テ答辯ト致シマス

○松田源治君 議事進行ニ付テ發言ヲ求メマス

○議長(柏谷義三君) 松田源治君ガ議事進行ニ關シテ發言ヲ求メテ居リマス、之ヲ許シマス

○松田源治君 此問題ハ餘程重要ナル問題ト思フノデアリマス、即チ憲法及衆議院ノ決議ニ關スル、官吏服務規律ニ關スル重要ナル問題デアリマス、總理大臣ガ親シク出テ答辯スルガ當然ナリト考ヘルノデアリマス(ノウ)「拍手」若シ總理大臣ガ只今貴族院ニ出テ居テ、本議場ニ出ラレナイト云フコトナラバ、原君ノ質問シタル速記録ヲ御覽ニナリマシテ、後刻總理大臣ガ自ラ當議場ニ出席シテ、此重要問題ニ答辯サレルコトガ相當デアラウト思フ、議長ヨリ此事ヲ御傳ヘテ願ヒタクゴザイマス

○議長(柏谷義三君) 尙ホ田中萬逸君ヨリ議事進行ニ關スル發言ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス

〔田中萬逸君登壇〕

○田中萬逸君 豫算委員會ノ理事ノ一人ト致シマシテ、只今原君ヨリ御述ニナリマシタ其事柄ニ付キマシテ、原君ノ自省ヲ促シ、且又其御言葉ニ對シテ取消ヲ望ムノデアリマス、豫算委員會ニ於キマシテハ成ベク反對黨諸君ノ言論ヲ盡サシムルト云フ方針ノ下ニ、吾々ハ及バズナガラカ致シテ參リマシタノデアリマス、而シテ最後ノ一日ニ於キマシテ、原君ハ諸君ニ代テ豫算委員トナラレ、能ク規則其他ノ法規ニ通ゼラレテ居ル筈デアルト思フテ居リマシタ所ガ、豫算委員會ニ於テ各黨派ガ交互順ニ依テ質問スル、其事ヲ御存知ガナリト見エテ、定刻委員會ヲ開キ、其間、丁度樺太問題ニ付テ中正俱樂部ノ石坂君ガ御質問ニナルト云フ、ソレニ關聯シテ質問ヲシタイトカ、又ハ石坂君ト代テ日分ガスルトカ、左様ナ事ヲ仰セニナッタノデアリマス(ノン

ナ事ハ斷ジテ言ハナイト呼フ者アリ)私ハ直接原君ニ向テ、ソレハアナタノ間違デアル、斯様ナ事ヲ私ハ申シタコトヲ覺エテ居リマスガ、原君ハ或ハ健忘病デアルカラ御忘レニナツタカモ知レナイ、而シテ愈々其質問ガ進シテ參リマシテ、午後五時過ル頃ニナリ、本黨ノ人ハ此問題ニ付テ原君ヲシテ是非質問スルコトニシタイト云フ交渉ガアリマシタ、其際ニ吾々共ハ通告順ニ依テ高見君ニ願フタ方ガ宜イ、高見君ニ願フノガ當然デアルト云フノデ、數次ノ交渉ヲ致シタノデアリマス、併シ原君ハ何トシテモ自分ガヤリタイト云フコトニ依リマシテ(ソナナコトハ交渉シナイト呼フ者アリ)マア御覽キナサイ、六時十分前マデナラバ、何トカ原君ニ質問セシメルト云フコトニ致シマシタケレドモ、時刻ガ迫リタ爲ニ原君ノ質問ヲ六時十分過ギマデ吾々ハ辛抱ヲシテ許シタノデアリマス、其際原君ハ總理大臣ノ出席ヲ求メ、若シ總理大臣ガ御出席出來ナイ際ニハ書記官長デモ宜シイ、敢テ樺太長官ノ出席ハ求メナイト云フコトヲ私ニ言明ナサイマシタガ故ニ(ソナナコトハ言ハナイト呼フ者アリ)私ハ理事トシテ交渉シタノデアリマス、而シテ樺太廳長官ハ公用ノ爲ニ一公用ノ爲ニ外出サレタノデアリマシテ、決シテ原君ノ仰セラル、如ク、原君ノ質問ガ恐ロシイトカ何トカ云フヤウナ事ニ依テ、急ニ腹痛ヲ起シタト云フヤウナコトハ斷ジテナイノデアリマス、原君ノ質問ノ如キハ只今政府委員ノ述べラレタ如ク、洵ニ斯ウ云フコトハ虛構ノ事デアル、斷ジテ樺太廳長官ハ腹痛ト云フガ如キ虛構ノ事實ニ依テ、自分ノ答辯ヲ已ミテスベク本議場ヲ退席サレタノデアリマセヌ、此事ハ原君自身ニ於テ能ク御存知デアラウト思フ、原君ハ此事柄ニ付テ十分ノ反省アラントヲ、私ハ理事ノ一人トシテ申上ゲル次第デアリマス

〔原夫次郎君登壇〕

○原夫次郎君 先ヅ私ハ自己一身上ノ辯明カラ始メテ、而シテ再質問ニ移ラウト思フノデアリマス、諸君、只今田中君ノ此演壇

ニ於ケル御發言ハ、洵ニ私ハ遺憾ニ思フ、先ヅ二個ノ點ニ於テ全然事實ニ相違致シテ居ル事柄ヲ述べラレタト云フコトヲ申シマス、第一ニハ石坂君ノ樺太廳問題ノ發言ニ牽聯シテ私が述べタイ、斯ウ云フ事ヲ申シタト云ハレタケレドモ、私ハ斷ジテサウ云フコトヲ言フコトハナイ、ソレハ全然無根ノ事實デアリマス、ソレカラ第二ニハ樺太廳長官デナクテモ宜シイ、誰デモ宜シイト云フコトヲ田中君ニ申シタコトモ斷ジテ無イノデアル、田中君ニ對シテ何モ政府委員ノ出席ヤ、誰ニ質問スルト云フ内容ヲ言フ必要ハ無イ、又サウ云フコトハ斷ジテアリマセヌ、ソレハ恐ラクハटनाタカ吾々同僚ノ外ノ人カラ御覽キニナツタカモ知レマセヌケレドモ、私ハ田中君ニハ斷ジテ言ハナイ、然レニ田中君トモアルベキ者ガ、吾輩ニ對シテ健忘症デアルトカ、忘レタノデハナイカトカ、何ノ事デアル、ソレハ御自身ニ御考ヲ願ヒタイ、次ニ私ハ樺太廳長官ノ先程ノ答辯ニ對シテ再質問ヲ致ス者デアリマスガ、是モ三項ニ分テ御答辯ヲ願ヒタイ、第一ニ樺太廳長官ノ只今ノ御答辯ニ依ルト(樺太廳長官デハナイト呼フ者アリ)只今ノ政府委員ノ答辯ニ依ルト云フ矢張樺太廳長官ノ所ガ私が糞ニ質問致シタ如ク、不可抗力ト云フコト、此發令ト云フコトノ間ニハ、何等因果ノ關係ガ無イモノデアル、即チ樺太廳長官ノ發令ニナツタル廳令、訓令、告示ナルモノハ、何レモ本勅令ノ餘波ヲ受ケテ本勅令ガ發布ニナリマシタ爲ニ、一發布ニナルコトノ爲ニ準備ヲ爲シ、是ガ打合せヲ爲シテ置イタモノデアラシ、是ガ發令スル場合ニ於テハドウシテモ本勅令ガ發令ニナラナケレバ、本勅令ノ顔ヲ見ナケレバ、ドウシテモ之ヲ發令スルコトガ出來ナイ性質ノモノデアル、ソレガ内閣總理大臣ト打合せタカ、或ハ書記官長ト打合せタト云フコトノ爲ニ、責任ヲ通ルル譯ニハ行カナイ、ドウアツテモ勅令ガ公布セラレ、其公布ノ顔ヲ見ナケレバ出來ナイコトデアル、ソレカラ次ニハ此廳令、訓

令、告示ヲ出シタノハ何レモ樺太廳長官自身ノ權限ニ基イタモノデアラシ、何等大權干犯ノ事實ハ無イ、斯ウ云フコトデアリマスガ、私ハ念ノ爲ニ其論據ヲ茲ニ示シマセウ、先程モ能ク申シテ置イタノデアリマスガ、樺太廳ノ管内ノ樺太支廳ト云フモノヲ廢シテ、出張所ト云フモノガ新ニ出來ルト云フコトハ、是ハ本勅令ノ骨子デアリマス、ソコデ樺太支廳ヲ廢シ出張所ヲ設ケルト云フコトハ、即チ樺太廳ニ於テハ豫メ官制ニ依テ、其管轄區域ト云フモノガ定マツテ居ル、併ナガラ其管轄區域ハ決シテ樺太廳長官ニ委任ニナツテ居ル事項デアハナイ、此事タルヤ恰モ裁判所ノ管轄區域ハ裁判所構成法デ之ヲ定メ、或ハ各地方ニ於テハ各縣ノ行政區域ヲ定メルト同ジ事デ、其區域ト云フモノハ地方長官ニ於テ勝手ニ之ヲ定ムルコトノ出來ナイト云フコトガ根本ニナツテ居ル、今度ノ廳令ト云フモノモ、訓令ト云フモノモ、告示ト云フモノモ牽聯シテ出テ居ルノデアル、先ヅ是ハ樺太廳長官ノ權限内デ出來ル事デアルカドウカ、是ダケ承テ置キマス、百歩ヲ譲リテモ是ハ斷ジテ本勅令ニ依テ委任セラレナケレバ、樺太廳長官ガ勝手ニ出來ナイコトデアル、若シ本勅令ノ顔ヲ見ナイデ之ヲヤツナラバ、此一事ヲ以テシテモ正誤ノ問題ニ付テ、是ガ刑法ノ規則ニ違反スルモノデヤナイ、正誤ハ勝手ニ出來ルノデアル、斯ウ云フコトデアリマスガ、私ノ見ル所ヲ以テスルナラバ、正誤ト云フモノハ所謂正誤デアラシ、本當ニ誤デアラト云フ場合デナケレバイカヌ、然ルニ拘ラズ此案件ノ問題ニ於テハ、一旦發令ヲ致シタル二十四件ノ法令ナルモノハ、手續ガ若シ間違タナラバ公式令ニ依リ、法令ニ依テ更正ニ、ソレヲ廢止スル所ノ手續ヲ執ラナケレバ全部根本カラ違ヘルコトハ出來ナイ、即チ法令ハ法令ヲ以テスルニ非ズンバ是ガ改廢ハ出來ナイモノデアル(拍手)然レニ樺太——只今ノ濱田君ノ御答辯ニ依ルト云フト、正誤ハ各範圍ガ廣イノモアレバ狭イノモアル、全部取消ヲシヤウガ、ソレハ正誤ダ、サウ云フヤウナ

ク撤回シテ然ルベキコト、考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)又民衆政治ノ上ニ於テ、立憲政治ヲ徹底スル上ニ於テ、貴族院改革、普選問題ト云フモノハ國民ノ聲デアル、之ニ諸君ガ反對シテ行クト云フコトハ、立憲政治ヲ進メル所以デハナイト私ハ考ヘルノデアリマスカラ、茲ニ諸君ニ反省ヲ促シテ置クノデアリマス、以上ノ理由ニ依テ金額ハ甚ダ貧弱デアリマスナレドモ、本黨諸君ノ修正案ハ極メテ重大ナル意義ヲ持チ、且ツ本黨諸君ノ貴族院改革ニ反對スルト云フコトニ付テハ、甚ダ吾々ハ其意ヲ諒解スルコトニ苦ム所以ニ依テ、此壇上ニ立テ原案賛成ノ意向ヲ表白スルノ實ニ已ムヲ得ザル次第ニ立至ラタノデアリマス、之ヲ以テ終リト致シマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 岩切重雄君

〔岩切重雄君登壇〕

○岩切重雄君 只今上程サレテ居リマス所ノ大正十四年度追加豫算案ニ對シマシテ、吾々同志ハ是等ノ項目ノ中ヨリ致シマシテ、貴族院ノ改革ニ依ッテ生ジマス所ノ費用ト致シマシテ計上サレタル議員諸費、二萬八千餘圓、外二項ニ對スル此費用ヲ吾々ハ削減致シタノデアリマス、其理由ニ付キマシテハ我々我黨ノ伊坂秀五郎君ヨリシテ既ニ之ヲ修正スル意見ニ付テハ、此席ニ於テ述ベタ次第デアリマスガ、只今東武君ヨリ致シマシテ、我黨ノ修正案ニ對スル御批評ガアツタノデアリマス、此御批評ニ對シテ私ガ拜聴致シマシタ點ニ付キ、我黨ノ意見ヲ述ベテ之ニ反駁ヲ加ヘテ見タイト思フノデアリマス、只今東君ノ説明サレタル所ニ依リマスレバ、豫算ノ上ニ計上サレタル此數字ハ極メテ小ナル額デアレドモ、政治上ノ主義ヲ表明スル上ニ於テ極メテ重大ナル項目デアル、而シテ其外ニ於テ色々ナル是ヨリ大キナ數字ノ費用ガアルケレドモ、例ヘバ農村振興デアルトカ、其他教育上ノ問題ト云フ如キコトハ、此點ニ對シテハ極メテ輕イ所ノ問題デアルト云フ御説明モアツタノデアリマス、吾々ハ我黨ノ主張ト致シマシテハ、我々我黨ノ諸氏ヨリ屢此

席ニ於テ言明致シタ如ク、吾々ハ政治上ノ主義ナルモノヲ寧ロ實生活——國民ノ實生活ナルモノニ其重キヲ置イテ居ルノデアリマス(拍手)勿論普選選舉ト云ヒ、或ハ貴族院ノ改革ト云ヒ、政治上ノ形式ヲ改メマシテ、立憲政治ノ理想ニ到達スルト云フ點ニ對シテハ、吾々ト雖モ其主義ニ於テハ決シテ違フテ居ナイ、自ラ之ニ對シテ斷行促進ノ意見ト、或ハ之ニ對シテ漸進ノ議論ノ差コソアリマスナレドモ、立憲政治ノ發達ノ爲ニ吾々ガ主張スルト云フ點ニ於テハ、此國民生活ノ點ニ對シテ之ヲ考ヘマシテ、吾々ハ其々ニ重キヲ置イテ居ル、併ナガラソレ以上ニ權利ノ問題、義務ノ問題ヨリカ、吾々ハモウ少シ進シテ六千萬國民ノ實生活、國民生活ニ觸レタル問題ニ對シテ、吾々ハ最モ重キヲ置イテ居ルノデアリマス(拍手)此意味ニ於キマシテ吾々ハ只今東君ノ御説明ニナツタガ如ク、教育費ノ問題ハ考ヘテ居ナイ、勿論是ハ修正ノ問題ニハ關係ハ無イノデアリマスナレドモ、只今東君ノ御言葉ノ中ニアリマスナレドモ、此點ハ一言致シテ置クノデアリマス、次ニ吾々ガ貴族院改革問題ニ對スル三萬五千圓ノ項目ヲ修正致シマス所ノ理由ハ、只今東君ガ言ハレタ如ク、吾々ハ貴族院改革ナルモノニ對シテ決シテ反對ヲ致シテ居ル者デハナイ、併ナガラ只今東君ハ貴族院問題ナルモノハ既ニ國論ノ一致シタ所デアルト云ハレハ、貴族院ヲ改革スルト云フコトハ國論ガ假ニ一致シテ居ルト致シマシテモ、如何ニ之ヲ改革シ、其内容ヲ如何ニスルカト云フコトニ對シテハ、自ラ未ダ一致シタル點ト云フモノハ無イト私ハ考ヘテ居ルモノデアリマス(拍手)吾々ハ政府當局ガ貴族院改革案トシテ提出サレタルモノハ、今少シ徹底的ナ、今少シ重大ナル意義アルモノカト思フテ居タノデアリマス、然ルニ加藤總理大臣ガ(此時發言スル者多シ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○岩切重雄君(續) 樞密院ヲ經過シテ今ヤ貴族院ニ提出サレテ居ル所ノ貴族院改革ナルモノ、内容ハ、果シテ如何デアルカ、唯此看板ヲ掲ゲテ貴族院ノ逆鱗ニ觸レザランコトヲ努メルガ如ク、極メテ微温的ノモノデアルト私ハ考ヘルノデアリマス(拍手)而シテ恐クハ現内閣ノ大臣諸公ノ胸中ヲ割テ考ヘマスレバナラバ、此貴族院改革ガ握リ潰サレルコトハ寧ロ喜ンデ居ルカモ知レヌ(此時發言スル者多シ)吾々ハモウ少シ——政友會ノ諸君々々同志デアツタ山口君等ノ主張シタ貴族院改革ナルモノハ、モッテ徹底シテ居ル答デアル、然ルニ政府ハ之ヲ秘密々々ト云フ中ニ作リ上ゲテ之ヲ樞密院ニ廻シ、貴族院ニ提出シタ其貴族院改革ナルモノハ、唯、貴族院ト喧嘩ヲシナイ爲ニ、彼等ノ逆鱗ニ觸レザランガ爲ニ極メテ微温的ナルモノヲ拵ヘテ出シテ居ル、斯ノ如キ微温的ナル貴族院改革案ヨリシテ生レテ來ル所ノ多額議員ヲ如何ニスルトカ、勅選議員ヲ如何ニスルトカ云フガ如キモノハ、今後如何ナル運命ニ陥ルカ、吾々ハ斷ジテ之ヲ豫測スルコトガ出來ナイ(拍手)此意味ニ於キマシテ斯ノ如ク政府ソレ自身スラモ、尙ホ此案ノ通過セザランコトヲ望ムガ如ク思ハレル所ノ(此時發言スル者多シ)問題ニ對シテハ、吾々ハ之ヲ修正削除シテモ差支ナイト云フノデアリマス、諸君、若モ何等カノ形式ニ於テ修正サレ、如何様カノ問題トシテ是ガ可決サレタトシタナラバ、其時或ハ責任支出ナリ、豫備金カラ之ヲ支出シテモ少シモ差支ナイト私ハ考ヘルガ故ニ、我々ハ之ニ對シテ修正意見ヲ出シタ次第デアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 是ニテ通告者ノ發言ハ終リマシタ、討論ハ終結致シマシタ、採決ヲ致シマス、先ヅ第一號大正十四年度歳入歳出總豫算追加案ニ付テ採決ヲ致シマス、本案ニ對スル伊坂秀五郎君提出ノ修正案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○議長(粕谷義三君) 起立少數デアリマス、仍テ修正案ハ否決サレマシタ、次ニ本案委員長報告ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○議長(粕谷義三君) 起立多數、仍テ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)次ニ(此時發言スル者多シ)靜肅ニ願ヒマス、次ニ他ノ五案ニ付テハ別ニ修正ハアリマセヌ、仍テ一括シテ採決ヲ致シマス、五案ハ委員長報告ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシニ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ五案トモ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ、次ハ日程第七、大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ終結ニ關スル法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス——委員長荒川五郎君

第七 大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ終結ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ終結ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十四年三月十七日

大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ終結ニ關スル法律案委員長 荒川 五郎

衆議院議長粕谷義三殿

〔荒川五郎君登壇〕

○荒川五郎君 大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ終結ニ關スル法律案委員會ノ經過並ニ結果ヲ簡單ニ御報告致シマス、本案ハ我々我黨ハ數回ノ審議ヲ重ネタノデアリマス、抑、本案ハ大正三年六月二十八日塞爾維ノ青年ニ依ッテ火蓋ヲ切ラレ、是ガ世界大戰亂ノ大渦卷ヲ起シマスルヤ、同年七月二十三日世界人道ノ爲メ將タ平和ノ爲ニ宣戰ノ御詔勅ガ煥發サレマシタ、爾來此我國ノ軍事行動ニ關スル計畫ニ伴フ戰費ハ、普通一般ノ政費ト切離シテ、之ヲ一ノ特別會計ト致シテ、其事件ノ終結マデ

一會計年度トシテ立テラレタル最も例外ナル特別會計ヲ終結シヤウトスル案デアリマスガ、其事柄タルヤ前後十二年ノ長キニ互リ、殊ニ世界各方面ニ互リマシテ其範圍モ廣ク、即チ青島カラ印度洋、南洋、進シテハ地中海、更ニ亞米利加方面ニモ及ンデ居リマス、又西伯利亞ニ薩哈連方面ノ行動モ含マレテ居リマス所ノ臨時ノ軍事ニ關スル重大ナル特別會計デアリマシテ、其金額ハ八億九千九百萬圓、殆ド九億圓ト云フ大豫算ノ施行上ニ關スルコトデアリマスカラ、曩隨テ其内容ニ付キマシテ多種多樣デ、曩此案ガ提出セラレルヤ、武藤山治君ヨリ其内譯ノ説明ヲ求メラレマシテ、當時大藏大臣ハ其陸軍ニ關スル各方面ノ部別ケヲ報告シ金額モ述ベラレマシタカラ、今此事ハ省キマス、委員會ニ於テハ更ニ陸軍ノ外海軍ノ方面ニ付テモ詳シク説明ヲ承リマシタ、即チ南洋方面ニハ三千三百餘萬圓、印度洋方面ニハ三千三百餘萬圓、地中海方面ニハ二千三百餘萬圓、米國方面ニハ四百餘萬圓、露領薩哈連方面ニ關シテ六千餘萬圓、其他驅逐艦、其他戰艦ノ製造ニ二千餘萬圓、青島方面ニ百二十二萬餘圓、其他ニ於テ九千三百餘萬圓、併セテ海軍ノ總費ガ二億五千八百餘萬圓デアリマシテ、陸軍ノ六億四千百餘萬圓ト併セテ、殆ド九億二億スルノデアリマス、而シテ此會計ノ財源ハ一般會計ヨリ繰入ト、特別收入ノ外ニ公債並ニ借入金デ以テ四億五千餘萬圓ヲ調達シテサウシテ、處理スル計畫デアリマシタガ、公債ヤ借入ノコトガ經濟上ノ事情デ延ビタニナツテ、遂ニ今日ニ至リタノデアリマスケレドモ、斯ノ如キ一種變態ナル例外ノ特別會計ガ長ク存スルト云フコトハ財政ノ上ニ甚ダ害バシクナイコトデアリマス、此際之ヲ打切テ整理スベク政府ガ努力セラレテ、茲ニ其就意努力ノ結果ガ此法律案トナツテ出タノデアリマシテ、政府ガ財政整理ニ力ヲ盡シタル功績ノ一ツノ因キトモ申スベキモノデアリマス（拍手）其會計收支ニ關スル

ト等ハ、何レ決算ニ於テ詳細審議セラル、コトデアリマセウケレドモ、本案ハ其大體ヲ本年四月一日ニ打切ツテ、其支拂未滿ノ額ヲ以テ之ヲ一般會計ニ繰入レルコト、ソレヲ致ス財政上ノ都合ヲ他ニ設ケラレタル特別會計ヨリ借入レテ、整理スルト云フ、洵ニ巧妙ニ出來タルモノデアリマシテ、幸ニ之ニ依リテ此大特別會計豫算ガ整理終結セハレタコト云フコトハ、我ガ財政ノ上ニ大ニ喜ブベキコトデアリマスルカラ、委員會ハ種々審議考究ノ末滿場一致本案全部ヲ賛成致シタ次第デアリマス（拍手）此段御報告致シマス

○議長（粕谷義三君） 採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシノ聲起ル〕

○議長（粕谷義三君） 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕逸君 直ニ本案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成ノ聲起ル〕

○議長（粕谷義三君） 作間君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス

大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特別會計ノ終結ニ關スル法律案

第二讀會（確定議）

○議長（粕谷義三君） 別ニ御異議ナシト認メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定セラレマシタ（拍手）

○作間耕逸君 議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ明治三十二年法律第七十號中改正法律案、明治四十四年法律第五十二號中改正法律案、明治四十四年法律第五十一號中改正法律案、及大正十年法律第二十五號中改正法律案ヲ此際特ニ上程シテ議題ト爲シ、其第一讀會ノ續ヲ開カレンコトヲ望ミマス

〔賛成ノ聲起ル〕

○議長（粕谷義三君） 作間君ノ日程變更ノ動議ニハ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシノ聲起ル〕

○議長（粕谷義三君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更サレマシタ、即チ茲ニ明治三十二年法律第七十號中改正法律案外三件ヲ一括シテ議題ト爲シ、第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長砂田重政君

明治三十二年法律第七十號中改正法律案（政府提出、貴族院送付）

第一讀會ノ續（委員長報告）

報告書

一明治三十二年法律第七十號中改正法律案（政府提出、貴族院送付）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十四年三月十八日

明治三十二年法律第七十號中改正法律案委員長 砂田 重政

衆議院議長粕谷義三殿

一明治四十一年法律第五十二號中改正法律案（政府提出、貴族院送付）

第一讀會ノ續（委員長報告）

報告書

一明治四十一年法律第五十二號中改正法律案（政府提出、貴族院送付）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十四年三月十八日

明治四十一年法律第五十二號中改正法律案委員長 砂田 重政

衆議院議長粕谷義三殿

法律案（政府提出、貴族院送付）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十四年三月十八日

明治四十四年法律第五十一號中改正法律案委員長 砂田 重政

衆議院議長粕谷義三殿

大正十年法律第二十五號中改正法律案（政府提出、貴族院送付）

第一讀會ノ續（委員長報告）

報告書

一 大正十年法律第二十五號中改正法律案（政府提出、貴族院送付）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十四年三月十八日

大正十年法律第二十五號中改正法律案委員長 砂田 重政

衆議院議長粕谷義三殿

○砂田重政君 簡單デアリマスカラ議席カラ御許シテ願ヒマス

○議長（粕谷義三君） 許シマス

○砂田重政君 只今上程サレマシタ三案ハ外國ニ――

○議長（粕谷義三君） 四案デアリマス

○砂田重政君 四案ハ――外國ニ駐在致シマスル總領事館分館ノ主任、領事館分館ノ主任及總領事館出張所ノ主任、領事館出張所ノ主任ニ對スル權限並ニ其職務ノ範圍ヲ制定スルト云フコト、刑事訴訟法ノ改正ニ伴ヒマシテ、領事裁判所其他ノ特別裁判ニ於ケル制度ノ上ニ、改正ヲ加ヘル必要ヨリ提案ヲサレタモノデアリマシテ、委員會ニ於テハ滿場一致ヲ以テ可決致シマシタカラ、茲ニ御報告申上ゲマス（拍手起ル）

○議長（粕谷義三君） 別ニ討論ノ通告モアリマセヌ、直ニ採決致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシノ聲起ル〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ四案トモ第二讀會ヲ開クニ決シマ
シタ

○作間耕逸君 四案ヲ一括シテ直ニ其第二
讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報
告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成ノ聲起ル〕

○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニハ御
異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ
開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

明治三十二年法律第七十號中改正法律
案 第二讀會(確定議)

明治四十一年法律第五十二號中改正法
律案 第二讀會(確定議)

明治四十四年法律第五十一號中改正法
律案 第二讀會(確定議)

大正十年法律第二十五號中改正法律案
第二讀會(確定議)

〔異議ナシノ聲起ル〕

○議長(粕谷義三君) 別ニ御異議ナシト認
メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ四案トモ
委員長報告ノ通り可決確定セラレマシタ
(拍手起ル)

○作間耕逸君 再ビ議事日程變更ニ關スル
緊急動議ヲ提出致シマス、即チ大正十二
年度第一豫備金支出ノ件、大正十三年度特
會計第一豫備金支出ノ件、大正十三年二
月及三月中豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算
外支出ノ件、大正十三年三月中特別會計豫
備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件、大
正十三年度第二豫備金支出ノ件、大正十三
年度豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ件、大正
十三年度特別會計第二豫備金支出ノ件、大
正十三年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算外
支出ノ件、此際特ニ上程シテ一括議題ト
爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メ
ラレンコトヲ望ミマス

〔賛成ノ聲起ル〕

○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニハ御
異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク大正
十三年度第一豫備金支出ノ件外七件ヲ一括
ハテ議題トシ、委員長ノ報告ヲ求メマス、

委員長小野義一君

大正十三年度第一豫備金支
出ノ件

大正十三年度特別會計第一
豫備金支出ノ件

大正十三年度二月及三月中
豫備金外ニ於テ豫算超過及
豫算外支出ノ件

大正十三年三月中特別會計
豫備金外ニ於テ豫算超過及
豫算外支出ノ件

大正十三年度第二豫備金支
出ノ件

大正十三年度豫備金外ニ於
テ豫算外支出ノ件

大正十三年度特別會計第二
豫備金支出ノ件

大正十三年度特別會計豫備
金外ニ於テ豫算外支出ノ件

報告書

大正十三年度第一豫備金支出ノ件(承
諾ヲ求ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議
決致候此段及報告候也

大正十四年三月十八日

大正十三年度第一豫備金支出
ノ件(承諾ヲ求ムル件)委員長
小野 義一

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

大正十三年度特別會計第一豫備金支出ノ
件(承諾ヲ求ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議
決致候此段及報告候也

大正十四年三月十八日

大正十三年度特別會計第一豫備金
支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)委員長
小野 義一

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

大正十三年二月及三月中豫備金外ニ於
テ豫算超過及豫算外支出ノ件(承諾ヲ求
ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議
決致候此段及報告候也

決致候此段及報告候也

大正十四年三月十八日

大正十三年二月及三月中豫備金
外ニ於テ豫算超過及豫算外支出
ノ件(承諾ヲ求ムル件)委員長
小野 義一

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

大正十三年三月中特別會計豫備金外ニ
於テ豫算超過及豫算外支出ノ件(承諾
ヲ求ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議
決致候此段及報告候也

大正十四年三月十八日

大正十三年三月中特別會計豫備
金外ニ於テ豫算超過及豫算外支
出ノ件(承諾ヲ求ムル件)委員長
小野 義一

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

大正十三年度第二豫備金支出ノ件(承
諾ヲ求ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議
決致候此段及報告候也

大正十四年三月十八日

大正十三年度第二豫備金支出
ノ件(承諾ヲ求ムル件)委員長
小野 義一

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

大正十三年度豫備金外ニ於テ豫算外支
出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議
決致候此段及報告候也

大正十四年三月十八日

大正十三年度豫備金外ニ
於テ豫算外支出ノ件(承
諾ヲ求ムル件)委員長
小野 義一

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

大正十三年度特別會計第二豫備金支出
ノ件(承諾ヲ求ムル件)

ノ件(承諾ヲ求ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議
決致候此段及報告候也

大正十四年三月十八日

大正十三年度特別會計第
二豫備金支出ノ件(承諾
ヲ求ムル件)委員長
小野 義一

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

大正十三年度特別會計豫備金外ニ於テ
豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議
決致候此段及報告候也

大正十四年三月十八日

大正十三年度特別會計豫備
金外ニ於テ豫算外支出ノ件
(承諾ヲ求ムル件)委員長
小野 義一

衆議院議長粕谷義三殿

〔小野義一君登壇〕

○小野義一君 只今上程ニナリテ居リマス
事後承諾案八件ニ付テノ委員會ニ於ケル質
問應答、言論ノ交換及決議ニ付キマシテ大
體ノ御紹介ヲ致シマス、委員會ハ五回ニ涉
テ開會ヲ致シマシタ、劈頭ニ起リタル所ノ
問題ハ憲法問題デアリマス、即チ所謂責任
支出、國庫剩餘金等ノ支出ハ、憲法上如何
ナル地位ヲ占ムルモノデアルカ、又憲法上
如何ナル性質ヲ有スルモノデアルカト云フ
コトニ付テ、盛ニ論議セラレタノデアリマ
ス、此結果ハ後程御報告致シマス、事後承
諾案ノ具體的ノ事項ニ入りマシテ質問應答
ノアリタル事ノ主ナルモノヲ御紹介致シマ
スレバ、昨年ノ五月ニ行ハレタル總選舉ニ
關聯致シマシテ、南滿鐵道會社ハ、機密費
ヲ五十萬圓ヲ急ニ増額ヲ致シテ居ル、又東
洋拓殖會社ハ不當貸付ヲ爲シ、其一部ヲ某
政黨ノ選舉費ニ流用セリト云フガ如キ(拍
手)噲ガアルガ、其真相果シテ如何、監督
官廳タル政府ハ如何ニ見テ居ルカト云フコ
トノ質問ガアツタノデアリマス、之ニ對シ

大正十四年三月十八日

大正十三年度特別會計豫備
金外ニ於テ豫算外支出ノ件
(承諾ヲ求ムル件)委員長
小野 義一

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

大正十三年度特別會計豫備金外ニ於テ
豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議
決致候此段及報告候也

大正十四年三月十八日

大正十三年度特別會計豫備
金外ニ於テ豫算外支出ノ件
(承諾ヲ求ムル件)委員長
小野 義一

衆議院議長粕谷義三殿

報告書

大正十三年度特別會計第二豫備金支出
ノ件(承諾ヲ求ムル件)

達謙蔵デアル、御質問ノ趣意ハ具ニ之ヲ承シテ、將來此意味ニ於テ取行ハンコトナヲ誓フト云フコトデアリマシタカラシテ、私共ハ即チ此政府ノ聲明、即チ政府ガ將來必ズ此重大ナル承諾案ハ次ノ會期ニ提出スルト云フ其聲明ヲ信ジ、且ツ將來ニ於キマシテモ必ズ之ヲ守ラレンコトヲ希望シテ、茲ニ委員長ノ報告ニ賛成ノ意ヲ表スル者デアリマス
 ○作間耕逸君 八件ヲ一括シテ委員長報告ノ通り承諾ヲ與ヘラレンコトヲ望ミマス
 「賛成」(賛成「ト呼フ者アリ」)
 ○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニ御異議アリマセンカ
 「異議ナシ」(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)
 ○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ八件共承諾ヲ與フルコトニ決シマシタ
 ○作間耕逸君 三度議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ安達謙蔵君外九名提出決議案ハ、薩哈噠及北樺太派遣軍慰勞ノ件ヲ此際特ニ上程シテ議題トナシ、先ツ提案者ノ趣旨辯明ヲ聽キ、續イテ其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス
 「賛成」(賛成「ト呼フ者アリ」)
 ○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
 「異議ナシ」(異議ナシ「ト呼フ者アリ」)
 ○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、即チ安達謙蔵君外數名提出ノ決議案ヲ議題ト致シマス、其提出者ノ趣旨辯明ヲ求ノマス
 望月圭介君
 決議案(薩哈噠州派遣陸海軍ニ對スル感謝ノ件)(安達謙蔵君外九名提出)
 決議案
 右成規ニ據リ提出候也
 大正十四年三月十八日
 提出者
 安達 謙蔵 賴母木桂吉
 川原 茂輔 松田 源治

岡崎 邦輔 望月 圭介
若尾 璋八 若宮 貞夫
關 直彦 秋田 清

薩哈連州派遣軍臨時海軍防備隊及北樺太方面派遣艦隊ハ派遣以來五閏年備サニ辛酸ヲ嘗メ其ノ任務ヲ完ウシタリ衆議院ハ忠勇ナル將卒ノ勞劬ヲ多トシ茲ニ撤兵ニ際シ特ニ院議ヲ以テ感謝ノ意ヲ表ス

〔望月圭介君登壇〕

○望月圭介君 諸君、本員ハ各派聯合提出ニ係ル本決議案提出ノ理由ヲ説明スルノ光榮ヲ擔ヒマス、茲ニ念ノ爲ニ決議案ノ全文ヲ朗讀ヲ致シマス「薩哈連州派遣軍、臨時海軍防備隊及北樺太方面派遣艦隊ハ派遣以來五閏年、備サニ辛酸ヲ嘗メ、其ノ任務ヲ完ウシタリ、衆議院ハ忠勇ナル將卒ノ勞劬ヲ多トシ、茲ニ撤兵ニ際シ、特ニ院議ヲ以テ感謝ノ意ヲ表ス」此決議案趣旨ハ盡キテ居ル答デアリマスルガ、極ク簡明ニ此提案ノ理由ヲ申述ブルコトヲ御許ヲ願ヒタイノデアリマス、御承知ノ如クニ尼港事件ハ國民ノ學ヲ痛歎シタル所デアリマス、其當時露國ニ於テハ是ガ交渉ヲ爲スベキ政府ナカリシ爲ニ、我國ハ已ムナク保障占領ノ意味ヲ以テ北樺太ニ出兵シタルハ諸君御承知ノ通りデアリマス、然ルニ其後露國ニ於キマシテハ「ソヴエツト」政府ガ確立致シマシテ、漸次全露國ヲ統治スルコトニナリマシタカラ、帝國政府ハ之ニ對シテ屢、交渉ヲ重ネタル結果トシテ、本年一月二十日、日露兩國使臣ハ北京ニ於テ會合ヲ爲シ、露國使臣ハ尼港事件ニ關シ露國ヲ代表シテ、誠意ヲ以テ遺憾ノ意ヲ表明シタルノデアリマス、日露兩國ノ修交條約ハ茲ニ締結セラレマシテ、兩國ノ國交ヲ恢復シ、北樺太占領ノ目的ハ茲ニ達セラレ、我が派遣軍ハ漸次撤兵スルコトニナッタノデアリマス、帝國ガ北樺太ニ出兵ヲ致シテヨリ凡ソ五閏年ノ久シキ間、常ニ必シモ同一兵士ガ駐屯致シテ居タル譯デアリマセヌガ、邊陲、極寒ノ彼地ニアリマシテ、長ク辛酸ニ堪ヘ、艱苦ヲ忍ビ、其重大ナル任務ヲ完ウセラレタル事ハ、國民ノ學ヲ感謝措ク能ハザル

所デアリマス(拍手)吾々ハ茲ニ我が忠勇ナル將校、士卒諸君ノ勞苦ニ對シ、國民ヲ代表シテ感謝ノ意ヲ表明セムトスルモノデアリマス、何卒滿場各位ノ御賛成ヲ願ヒマス

○作問君 逸君 本案ハ特ニ即時全會一致ヲ以テ可決セラレムコトヲ望ミマス

〔贊成(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○議長(粕谷義三君) 總員起立、仍テ決議案ハ可決セラレマシタリ——宇垣陸軍大臣ヨリ發言ヲ求メラレマシタリ、是ヲ許シマス

〔國務大臣宇垣一成君登壇〕

○國務大臣(宇垣一成君) 諸君、只今滿場一致ヲ以テ御決定ニナリマシタル所ノ院議ニ對シ、茲ニ私ハ薩哈連州派遣軍ニ關係致シテ、深甚ナル感謝ノ意ヲ表シマス、願レバ大正九年七月、同軍ガ派遣セラレテ以來五閏年、之ニ參加致シマシタル所ノ將卒ハ通計致シマシテ、無慮二萬有餘デアリマス、而シテ骨ヲ朝北ノ野ニ埋メタル者モ亦尠ザル次第デアリマス、今ヤ將ニ軍ハ任ヲ終ヘテ歸還セントスルニ當リマシテ、斯ノ如キ同情アル御決議ヲ得マシタ事ハ、從等將卒ガ國家ノ爲メニ盡シマシタル所ノ努力ニ、一段ノ光彩ヲ副ヘル次第デアリマス(拍手)當ニ現在任務ニ就テ居ル者ノミナラス、其長ヘニ氷雪ノ下ニ眠レル所ノ僚友モ、又既ニ戎衣ヲ解イテ歸リテ郷閭ニアル者ト問ハズ等シク其御厚情ニ對シテ深ク感謝ヲ致ス事ト信ジテ疑ヒマセヌ、(拍手)私ハ本院ノ此深厚ナル御意思ノ存スル所ヲ普ク傳達徹底致スヤウ直ニ取計ヒマスガ、茲ニ取敢ヘズ滿腔ノ謝意ヲ表明シテ置キマス

○議長(粕谷義三君) 財務海軍大臣

〔國務大臣財部彪君登壇〕

○國務大臣(財部彪君) 唯今滿場一致ヲ以テ可決ニナリマシタル懇ロナル此決議ニ對シマシテ、私ハ帝國海軍ヲ代表致シテ、深厚ナル謝意ヲ表スルモノデゴザイマス、尙

ホ此決議ノ趣ハ直ニ關係ノ各指揮官ノ傳達ノ手續ヲ致ス積リデゴザイマス、茲ニ謹シデ御禮ヲ申上ゲマス

○議長(粕谷義三君) 日程第八、關稅定率法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、山本芳治君

第八 關稅君定率法中改正法律案(砂田重政君外二名提出) 第一讀會

〔山本芳治君登壇〕

○山本芳治君 本案ハ綿絲ノ輸入關稅ヲ廢止致シタイト云フ法律案デアリマス、國民生活ノ上カラ考ヘマシテモ、我國ノ産業政策ノ上カラ申シマシテモ、重要ナル法案ト考ヘマスカラ、一應提案ノ理由ヲ説明スルコトヲ御許ヲ得タイノデアリマス、提案ノ第一ノ理由ハ既ニ綿絲ノ輸入關稅ハ今日十分ニ其目的ヲ達成致シテ居ルノデアリマス、御承知ノ如ク我國ハ安政條約以來所謂條約改正ニ成功スル迄ノ間ハ、外國トノ協定稅率ニ拘束セラレマシテ、國定稅率ヲ定メルコトノ自由ヲ有シナカッタノデアリマス、然ルニ改正條約ニ成功致シマシテ、即チ明治三十二年以來今日ニ至ルマデ此綿絲ニ對シテハ所謂保護政策ヲ採リマシテ、輸入關稅ノ制度ヲ採リ來テ居ルノデアリマス、而シテ此二十年數年ノ間ニ於キマシテ此政策ノ偉大ナル成績ヲ舉ゲタコトハ、恐ラク東西古今ニ互ニ其類例ヲ見ナイノデアリマス(拍手)今此紡績綿數ヲ見マスルト云フト、關稅政策ヲ樹立致シマスル當時ニ於テ、我國ノ紡績綿數ハ五十萬内外デアッタノデアリマス、然ルニ今日ニ於キマシテハ四百萬鍾以上ニ達シテ居リマス、又是ガ消費スル所ノ棉花ノ高ハ英吉利ノ二百七十萬俵ニ對シテ、我國ハ内地ニ消費スルダケガ二百三十萬俵、之ニ支那ニ於ケル分工場ノ分ヲ合セマスと云フト、優ニ英吉利ヲ凌駕シテ居ルノデアリマス、其生産高ヲ申シマスルト、御承知ノ如ク綿絲、綿布共我國民ノ全部ニ對シテ供給致シマシテ、尙ホ年々綿絲、綿布ヲ合シテ四億方圓内外ノ輸出ヲ致シテ居ルノデアリマス、資本關係ヲ申

シマスルト、明治四十年ニハ拂込資金ガ五千五百萬圓デアッタノデアリマスガ、大正十二年ニハ約六倍ニ達シマシテ、即チ三億九千九百萬圓ニ達シテ居ルノデアリマス、積立金ハ明治四十二年ニハ一千九百萬圓デアール、大正十二年ニハ其十倍以上、即チ二億七百萬圓ニ達シテ居ルノデアリマス、營業狀態ハ御承知ノ如ク大正六年以後ノ上景氣時代ハ暫ク例外ト致シマシテ、大正九年ノ恐慌以來ハ我國ノ工業ハ一般ニ不振ヲ極メテ居リマス、然ルニ紡績事業ニ於キマシテハ過去三年間ノ平均利益、是ガ紡績聯合會五十五社ノ平均ハ二割五分デアリマス、併シ此中ニ所謂泡沫會社ガ入ッテ居ルノデアリマスカラ、之ヲ除外致シマシテ、所謂有力會社、即チ紡績綿數ニ於テ四分ノ三ヲ占メテ居リマス所ノ十ノ會社ノ平均利益ヲ申シマスルト云フト、三割八分ニナリテ居ルノデアリマス、鐘紡ノ如キハ御承知ノ如ク此平均利益ガ約九割ニ及ンデ居リマスル(拍手)此純利益金ノ中ニハ勿論重役ノ功勞金、社員ノ賞與金ハ含ンデ居リマセヌ、デ武藤山治君ガ此議場ニ於テ是等ノ利益ト云フモノハ通常ノ利益デアッテ、決シテ暴利デハナイ、突飛ナル利益デハナイ、斯様ニ申サレルノデアリマスガ、併ナガラ會社ノ每期ニ於ケル重役ニ對スル功勞金、此金額ガ突飛ニ多イ所カラ見マシテモ、會社自身ニ於テ之ガ突飛ナル利益デアルト云フト承認致シテ居ルノデアリマス(拍手)是ガ普通ノ會社ノ利益デアリマシタナラバ、重役ノ功勞金モ普通デナケレバナラヌ等デアアル、武藤君ハ會社ノ重役トシテ功勞金ヲ受ケテ居ル際ニハ、會社ノ利益ヲ以テ突飛ナル利益ト致シ、本議場ニ於テ會社ノ利益ヲ論ズル時ニハ之ヲ通常ノ利益ナリト言ハル、吾々ハ會社ノ暴利ヲ非難スルガ爲ニ此數字ヲ舉ゲタノデアリマゼヌ、元來國家ガ保護政策ヲ執リマシタノハ、即チ此紡績事業ノ隆昌ヲ希望スルガ爲デアアル、ソレ故ニ今日此事業ガ斯ノ如ク隆盛ニ起キマシタコトハ、國家ノ爲ニハ慶賀スベキコトデアアル、併ナガラ此程度マ

デ發達シ、既ニ保護政策ノ目的ヲ十全ニ達シマシタ以上ハ、此以上續イテ此關稅ヲ繼續スル必要ハナイモノト考ヘルノデアリマス(拍手)ノミナラズ、今日以後此保護政策ヲ繼續スルト云フコトハ、却テ紡績事業ノ健全ナル發達ヲ害スルモノト認メマス、我國ノ紡績事業ハ獨リ國內事業ニ止メズシテ、進ンデ國際事業、少クトモ東洋ノ綿絲界ヲ支配スルト云フ程度迄健全ナル發達ヲ爲サシメナケレバナラナイノデアリマス(拍手)其爲ニモ此溫室政策ヲ長ク繼續スルト云フコトハ甚ダ不利益デアルト考ヘルノデアリマス(拍手)第二ノ提案理由ハ國民生活ノ必需品即チ綿織物ノ價格ヲ低クシタリ、此希望ノ爲ニ此關稅ノ廢止ヲ希望スル者デアリマス、今日綿絲ノ輸入關稅ヲ廢止致シマスレバ、此關稅ノ額ダケ綿絲ノ價格ノ下ルト云フコトハ極メテ見易イ事實デアリ、ノミナラズ今日我國ニ於キマシテ綿絲ノ價格ノ決定セラルル事情ヲ見マスルト云フト、甚ダ不愉快ナル事情ガアル、先般當議場ニ於テ武藤金吉君ガ說明セラレタルカ如ク、紡績聯合會ナルモノハ所謂「トラス」ヲ組織致シマシテ、公式或ハ非公式ノ申合ヲ以テ操業短縮ヲ致シテ居ルノデアリマス、而シテ生産高ヲ限定致シマシテ、人爲的ニ綿絲ノ價格ノ昂上ヲ行フテ居ル(拍手)武藤山治君ハ當議場ニ於テ今日ハ即チ近年ハ紡績會社モ操業短縮ハヤッテ居ナイ、斯様ニ言ハレルノデアリマスガ、成程近年ニ至リマシテハ此操短ハ巧妙ニナリマシタ、公式ノ決議ハ致シテ居リマセヌ、併ナガラ現ニ大正十二年以後ニ於キマシテモ所謂紳士協約ヲ以テ依然トシテ此操業短縮ヲ實行致シテ居ルノデアリマス(拍手)其當時ニ於キマシテ我國ノ紡績機械ノ生産能力ハ二十二萬個デアル、然ルニ實際ニ生産致シテ居リマス高ハ十五萬個以上ニ達セナイ、最高ガ十七萬個デアル、ソレガ爲ニ綿絲ガ暴騰致シマシテ國民ガ生活ヲ脅サレタコトガアル、斯ノ如ク公式ノ操業短縮ハ止メテ居リマスガ、非公式ノ操業短縮ハ依然トシテ行ハレテ居ル、武藤君ハ當議場ニ於テ帝

國議會程能率ノ惡イモノハナイ、斯ウ言ハレルノデアリマスガ、吾々國民ハ紡績機械ノ能率ガ惡イ爲ニ屢々生活ヲ脅サレテ居ル、是ガ今日ノ現狀デアリマス(拍手)兎ニ角我ガ國民ト致シマシテハ無産階級ニ至ルマデ綿絲ト云フモノハ必需品デ、此國民ノ必需品ニ人爲的ノ價格ノ釣上ヲ行ハシメ、獨占事業的ノ術數ヲ施サシムル餘地ノアルコトハ、社會政策ノ上カラ申シマシテモ甚ダ忌ムベキコトデアル、其原因ハ何處ニ在ルカト言ヒマスレバ、即チ關稅ト云フ城壁アル爲メデアリマス、此城壁ト云フモノヲ一日モ早ク撤廢致シタイと思フノデアリマス、第三ノ提案理由ト致シマシテハ、我が産業政策ノ上カラ論ジマシテハ、廢止致シタイ、大正十二年ノ輸出ノ成績ヲ調ベマスルト云フト、綿絲ノ輸出高ハ七十八萬圓デアリマシテ、綿布其他ノ綿製品ノ輸出高ハ三倍餘リ、即チ二億六千萬圓ニ達シテ居ルノデアリマス、此數字カラ見マシテモ我國ノ輸出工業ノ中心ヲ綿絲ニ置カズシテ綿布ニ置クベキコトハ自明ノ理デアリマス(拍手)殊ニ我國ノ如ク原料ガ乏シクシテ人口ノ多イ國柄ニ於キマシテハ、綿絲ノ如キ粗製品ニ中心ヲ置カズシテ、綿布ノ如キ比較的勢力バ多ク要スル所ノ精製品ヲ中心トシナケレバナラナイコトハ申上ゲルマデモアリマセヌ(拍手)斯ノ如クニシテ初メテ我國ノ商品ヲ通ジテ我國ノ勞働ヲ外國ニ輸出スル所ノ途ガ開ケルノデアリマス、斯ノ如ク致シマシテ此關稅ヲ撤廢致シマスルト云フト、綿絲ノ價格ハ安クナリ、操業短縮ニ依ル原料ノ不足ト云フモノモ無クナル、又一方ニ於テ支那ノ太物ナリ、英吉利ノ優良ナル細物ナリ、是等ノ物ヲ自由ニ吸收スル途ガ開ケルノデアリマスカラ、綿布類ノ工業ガ俄ニ發達スルト云フコトハ極メテ見易イ事實デアル、武藤金吉君ノ御意見ニ依リマスレバ、數年ナラズシテ今日ノ三億圓見當ノ輸出ガ、六億圓ニナルト云フ御見解デアリマスガ、本員ニ於キマシテモ全然同感デアル、今日ハ御承知ノ如ク輸入超過ノ不運ノ爲ニ、我が國民ハ上下ヲ通ジテ是ガ挽回ノ爲

ニ腐心シツ、アル際デアリマス、斯様ナ際ニ於キマシテ此輸出政策ノ根本の方策ヲ樹テマシテ、而シテ今日ノ額勢ヲ挽回スルト云フコトハ、極メテ機宜ニ適シタモノト考ヘルノデアリマス、武藤君ノ說ニ依リマスレバ、此關稅ヲ撤廢スレバ、日本ノ綿絲業者ガ支那ニ移轉スルト云フコトヲ言ハレルノデアリマスガ、今日ノ實狀ヲ見マス、支那ニ於キマシテモ、日本ニ於ケル綿絲ノ生産費ニ於テ變リハナイ、ソレ故ニ此輸入關稅ヲ廢止致シマシテモ、俄ニ日本ノ紡績業者ガ支那ニ移轉スルト云フコトハ想像出來得ナイノデアリマス、假ニ一二ノ會社ガ移轉致シマシテモ、之ニ代ルベキ新會社ガ出來マスルカラ、ソレガ爲ニ綿絲品業者ガ原料ノ不足ニ困ルト云フコトハ決シテアリマセヌ、最後ニ此關稅ハ元來保護政策ノ爲ノ關稅デアリマシテ、收入政策ノ關稅デハアリマセヌ、ソレ故ニ此關稅ヲ廢止致シマシテモ、我國ガ收入ノ上ニ蒙ル損害ハ僅ニ十三萬圓デアル、而シテ此收入ハ將來ト雖モ決シテ増加スル見込ハナイノデアリマス、何故ナレバ我國ノ紡績聯合會ハ此關稅ヲ巧ニ利用致シマシテ、外國ノ綿絲ニ此關稅ヲ盛リ掛ケタ、其金額ヨリカモ幾分カ安イト云フ所ヲ狙フテ相場ヲ決定致シテ居リマス、ソレ故ニ此關稅ガアル以上ハ如何ニ安イ外國ノ綿絲デモ之ヲ棄越エテ我國ニ侵入スル餘地ハナイ、斯様ナ有様デアリマスカラ將來ニ互リマシテモ、決シテ此關稅ヲ存續致シテ收入ヲ圓ルト云フ途ニナルコトハナイノデアリマス、要スルニ國家ハ十三萬圓ノ收入ヲ棄テレバ數億圓ノ輸出工業ノ促進ヲスルコトヲ得ルノデアリマスカラ、其利害得失ハ深ク論ズルマデモアリマセヌ、以上ヲ以テマシテ提案ノ理由ノ大要ノ說明ニ致シマス、詳細ハ委員會ニ於テ申上ゲマス

○井本常作君 本案ハ武藤金吉君外一名提出綿絲關稅撤廢ニ關スル建議案外七件ノ委員ニ併セテ付託セラレシコトヲ望ミマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマス、次ハ日程第九、震災被害地ノ營業稅免除ニ關スル法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長小池仁郎君
第九 震災被害地ノ營業稅免除ニ關スル法律案(關直彦君外十六名提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
報告書
一 震災被害地ノ營業稅免除ニ關スル法律案(關直彦君外十六名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
大正十四年三月十三日
震災被害地ノ營業稅免除ニ關スル法律案委員理事 安藤 正純
衆議院議長粕谷義三殿
〔小池仁郎君登壇〕
○小池仁郎君 只今議題ニナリマシタル震災被害地ノ營業稅免除ニ關スル法律案ノ委員會ノ經過、並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本案ハ關直彦君外十六名ノ提案デゴザイマシテ、委員會ヲ開クコトニ一回、提案者ノ趣旨辯明ガアリマシタ、之ニ對シテ委員ノ質問ガアリ、政府當局ノ俄ニ同意シ難キ言明モゴザイマシタ、併ナガラ極メテ簡單ナル案デゴザイマスカラ、討論ヲ省キマシテ採決ニ入ツタノデアリマス、委員ノ中ニハ反對ノ御意見モアルヤウデアリマシタガ、意見ノ陳述ハゴザイマセヌ、委員會ハ大多數ヲ以テ原案通り可決致シマシタ、願クハ諸君ニ於ケレマシテモ震災被害地ニ御同情アル御決議ヲ望ム次第デアリマス(拍手)
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○政府委員(早速整爾君) 本案ニ對シテ政府ノ所見ヲ簡單ニ申述ベタイと思フノデアリマス、政府ハ此案ニ對シテ同意ヲ致ス譯ニ參ラヌノデアリマス、震災地ノ住民ニ對

シテ同情ヲ持ツテ居ルト云フコトハ政府ト雖モ少シモ他ノ人ノ人後ニ落チナイ、此故ニ御承知ノ如ク大正十二年ニ於キマシテハ、緊急勅令ヲ以テ營業稅ノ減免ヲ行フテ居ル、即チ震災當時直ニ營業稅ノ減免ヲ行フタノデアリマス、又大正十三年分ハ豫算ヲ以テ實際ニ適應スル徵稅ヲ爲スコトヲ得ル特例ヲ設ケ、普通ナラバ十二年度ノ實績ニ依ッテ震災前ノ事實ヲ含ム、此事實ニ準據シテ課稅ヲシナケレバナラヌノデアアルニ拘ラズ、政府ハ其特例ニ依ッテ大正十三年分ノ徵稅ヲ致シマスニ當リマシテモ、十分ニ減稅ヲ行フテ居ルノデアリマス、又十三年以後ノ分ニ當リマシテハ、是ハ明ニ營業稅ノ縮小セラレタト云フ此狀態ヲ根據ト致シテ、其營業ノ現況ニ應ジテ徵稅ヲスルト云フ方針ヲ取テ居ルノデアリマスカラ、即チ負擔力相當ナル課稅ヲシテ居ルト云フ止マルノデアアル、斷ジテ納稅者ニ對シテ苛酷ノ扱ヲ爲シテ居ラヌノミナラズ、納稅者ノ苦痛ヲ減ズルト云フ點ニ於テハ、政府ハ十分ノ努力ヲ盡シテ居ルノデアリマス

ヲ考ヘテ、相當ノ處置ヲスルト云フコトヲ言明ヲ致シテ居ルノデアリマスカラ、事實ニ於テ負擔ハ輕減セラレテ居ル、此以上營業稅ノ免稅ヲ行ハナケレバナラヌト云フコトニ付キマシテハ、政府ハ其理由ヲ發見スルニ苦シムノデアリマス(「ノウ」)「ヒヤヒヤ」其他發言スル者多シ

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○政府委員(早速整肅君) 殊ニ諸君、此法案ハ十三年度カラ四年間免稅ヲスルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、御承知ノ如ク十三年分ノ營業稅ハ既ニ徵收済ニナツテ居ル、又大正十四年度ノ營業稅收入ノ豫算ハ既ニ本院ノ議決ヲ經テ、只今ハ此豫算ハ貴族院ニ廻リテ居ルノデアアル、此提案ニナツタ法律ヲ如何ニシテ實行スルカト云フコトヲ、諸君ニ於テ十分御考慮ヲ願ヒタイ(拍手)又此法律ハ唯、個人ノ營業稅ヲ免セヨト云フ御提案ノ趣意ニナツテ居ルノデアリマス、營業稅ガ苛酷ナルト云フ議論ヲ根據トシテ立案セラレタモノト致シマスレバ、法人ノ營業稅ヲ度外スルト云フコトハ洵ニ不徹底ナ案ナル申サナケレバナラヌ(拍手)斯ウ云フ點カラ考ヘマシテモ、本法ノ施行ハ將來ニ好キ影響ヲ齎スモノニアラズシテ、財政計畫ノ上カラ申シテモ亦一般ノ權衡論ノ問題カラ申シテモ、政府ト致シマシテハ此法律案ニ向テハ、如何ニシテモ同意ヲスルコトハ出來ナイノデアリマス、簡單ニ不同意ノ點ノ意思ヲ茲ニ表明致シテ置キマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ討論ニ入りマス、通告順ニ依ッテ發言ヲ許シマス——安藤正純君

(安藤正純君登壇)

○安藤正純君 一昨年ノ東京横濱ヲ中心ト致シマス所ノ大震災災ハ、殆ド我國前古未會有ノ大慘禍ナルコトハ言フマデモアリマセヌ、從來外國ニ於キマシテ隨分大キナ慘害ハアリマシタガ、其損害高ニ至リマスルト、未ダ一昨年ノ我國ノ大震災災程ノ損害高ニ上ツタコトハナイノデアリマス、之ガ爲ニ九月半バニ復興ノ御詔書ガ出マシ

テ、更ニ十一月ニハ精神復興ノ御詔書スラ御發布ニナツテ居ルノデアリマス、今日此大震災災ガアツテ既ニ一年半ニナリマシタガ、東京横濱邊リノ表通りノ家ハ大抵建チマシタ、併ナガラ其材料、其内容ハ實ニ貧弱極マルモノデアリマス、(拍手)是等ノ店頭ニ陳列スル所ノ商品、表カラハ綺麗ビヤカニ見エマスレドモ、是又震災前ニ比シマスルト、其商品ガ頗ル貧弱ナモノデアリマス、而モ是等ハ皆借金ヲシテ、震災前ノ借金ハ拂ハナイデ、後カラハ非常ナ遺線算段ヲシテ、漸ク茲ニ至ツテ居ルモノデアリマスカラ、東京横濱ヲ中心トスル所ノ此罹災地方ノ住民ノ窮狀ト云フモノハ、實ニ想像以上ニ達シテ居ルノデゴザイマス、而モ尙ホ東京、横濱ニハ、此際特別都市計畫、區劃整理ノ大事業ヲ行フ爲ニ、目下汲々トシテ居リマス、特別都市計畫、區劃整理事業、是ハ帝都百年ノ大計デアリマスルカラ、私共ハ大ニ其速成ヲ望ムノデアリマステレドモ、而モ其方法ガ甚ダ不完全デアリマシテ、活キタル市民ニ對スル遺方デハアリマセヌ、此ニ於テ今日マデ非常ニ問題ガ出テ居ルノデアツテ、而シテ此經濟復興ニ惱シテ居ル所ノ住民ハ、建築スラ出來ナイ、本建築スラ出來ナイ、永久ノ計ヲ樹ツルコトガ出來ナイ、洵ニ人心ガ不安ニナツテ復興ノ志ハ之ガ爲ニモ沮喪セラレテ居ルヤウノ次第デアリマス、要スルニ今日ノ大震災災ノ罹災民ト云フモノハ、非常ナ窮迫、窮狀見ルニ堪ヘナイモノガアルデアリマス、此非常ナル時ニ臨ミマシテ非常ナル施設ヲ行フト云フコトハ、民情ヲ基礎トシ國民政治ヲ行ハントスル所ノ現内閣ノ如キ内閣ニ於テハ、最モ斯ウ云フ點ニ付テハ施設ヲ早ク行ハナケレバナラヌト思フノデアアル、然ルニ之ニ對シマシテ政府ハ第四十九議會ニ於キマシテ、震災被害地ノ地租免除ニ關スル法律案ト云フモノヲ出シテ、議會ヲ通過シテ居リマス、地租ハ之ガ爲ニ五年間免稅サレテ居ル、營業稅ニ至ツテハ何等ノ恩典ヲ是ハ浴シテ居ナイノデアリマス、然ルニ言フ迄モナク地租ト營業稅ト比較致シマスレ

バ、地租ハ比較的國民ノ有産階級ノ納メル稅デアアル、營業稅モ大キイモノハ有産階級デアリマセウガ、小キイモノニ至リマスト無産階級、若クハ無産階級ニ近イ階級ノ人ノ納メル稅デアリマスカラ、地租ダケニ免稅ヲシテ營業稅ヲ此儘ニシテ置クト云フコトハ、一方ノ上ノ階級ニ厚クシテ下ノ階級ニ薄イト云フ現内閣ノヤウナ國民内閣ノ取ルベキ仕事デハナカラウカト思フノデアアル、此ニ於テ私共ハ屢、政府ニ交渉モ致シマシタガ、遂ニ相談ガ纏ラズシテ、吾々議員トシテ此法律案ヲ提出致シマシタヤウナ次第デゴザイマスガ、幸ニ委員會ニ於キマシテハ、委員長タル小池君一人ノ反對ダケデアリマシテ、當時出席ノ委員會全會一致ヲ以テ非常ナル御同情アル賛成ヲ蒙リタ次第デアリマス、然ルニ只今茲ニ早速大藏次官ガ御出ニナリマシテ、續々之ニ對スル反對意見ヲ御述ニナリマシタ、能クスキカリ聽取レマセンデシモ、地租ハ法定ノ地價ニ依ッテ課稅スルモノデアアルカラ、地所ガ荒レテ居ルトキモ矢張法定ノ地價デ課稅ヲサレハカラ、之ニハ減免稅ト云フヤウナ事ヲ行ハナケレバナラヌ、營業稅ガ惡クバ惡イ所ノ其標準ニ從ッテヤウデアアルト云フヤウナ御話モアツタヤウデアリマス、併シ地租ハ既ニ手加減デハナイノデアアル、地租ノ方ハ今免稅ニナツテ居ルノデアアルカラ、是ト權衡ヲ保ツ爲ニ營業稅モ亦免稅スルト云フコトガ當然デハナイカト思フノデアリマス、且ツ斯ウ云フ事件ハ頗ルアルモノデアリナイ、此間委員會ニ於キマシテモ、政府委員ハ斯ウ云フコトガ屢々アツタ場合ニハ、又此法律ノヤウナ恩典ヲ蒙ラセナケレバナラヌ、サウ致シマス所ノ國家ノ收入ニ非常ナル減收ヲ受ケルカラ困ルト云フヤウナ御話ガアツタノデアリマスガ、私共ハ一昨年ノ大震災災ノ如キ大キナ慘害ガ、又最近行ハレ來ツテ、之ガ爲ニ特別ノ施設ヲササナケレバナラヌト云フヤウナコトハ、近イ内ニハナカラウト信ジテ居ルノデアリマス(拍手)併シ人間ノ世界ノ事デアアルカラ、ドウ云フ事ガアルカモ知レナイ、アツタ場合ニハ是ハ

又非常の場合デアルカラシテ、已ムヲ得ナ
イ事ト思フノデゴザイマス、一ツ茲ニ申上
グタイ事ハ、地租ハ其儘免稅ヲシテ營業稅
ノ方ハ斟酌ヲ行フテ居ルト云フヤウナ政府
委員ノ御話デアリマスルガ、斟酌ヲ行フテ下
サルコトハ此政府ガ民情ヲ御察シナッテ、
斟酌手心ヲ行フテ下サルコトニハ感激ヲ致
スノデアリマスルガ、併シ中央政府ノ命令
必ズシモ地方官憲ニ徹底ヲ致サナイノデア
リマス、之ガ爲ニ從來中央政府ノ殊ニ納稅
ナドノ關係ニ付キマシテハ、地方ノ收稅吏
ガ中央政府ノ命令ニ反シテ、隨分苛款誅求
ヲ行ヒ、又行ヒツ、アルコトハ今日其例ニ
甚ダ乏シクナインデアリマスルカラ、茲ニ斯
カル斟酌手心ト云フコトモ是ハ有難イ事デ
アルガ、左様ナ斟酌手心デナク、確然ト法
律ニ之ヲ決メテ戴イテ、此罹災民ニ安心ヲ
與ヘテ、一日モ早く其復興ヲ圖ラシメルト
云フコトガ、寧ろ今日ノ政府ノ施設スベキ
事デアラウト私ハ存ズル次第デアリマス
(拍手)殊ニ大正十二年ノ大震災災ガア
リマシタトキニ、時ノ山本内閣ハ大正十二
年度ノ上半期ノ營業稅ヲ免除ヲ致シタノデ
アリマス、官僚内閣デアル超然内閣デアル
ト云フ所ノ其山本内閣デスラ、此恩典ヲ國
民ニ施シタノデアアル、今ノ内閣ハ吾々ガ支
持シテ居ル所ノ國民的ノ内閣デアル、官僚
内閣デスラ是ダケナ事ヲヤッタノデアリマ
スルカラ、此内閣ガ益、國民的ノ本分ヲ發
揮セシメンガ爲ニ、私ハ斯ウ云フ政治ヲ行
テ實ヒタイト云フコトヲ茲ニ思フノデアリ
マス、此法律案ハ斯ノ如クニシテ、委員會
ヲ通過致シテ居ルノデアリマスルカラ、政
府ハ宜シク御再考ヲ下サイマシテ、政府ノ
御考ニナル所モ色々理由ガアルト云フコト
ハ勿論御察シヨシテ居リマス、又之ガ爲ニ
減收ニナルト云ヒマスルガ、其減收ノ額ハ
百八十万乃至二百萬圓デアリマス、今日二
百萬圓ト雖モ今日ノ國家ノ財政ノ上デハ、

尠カラヌ金デアルト政府ハ御解釋ニナルノ
デアアル、又私共モサウ一面カラハ感ジマス
ルガ、併シ今日此二百萬圓ヲ失フ所ハ、他
日ニ之ガ倍ニナリ三倍ニナリ、返テ來ル
所ノ源ヲ涵養スル爲デアリマスルカラ、願
ハクハ政府ハ此御斟酌ヲ爲サル手加減ヲシ
テ下サルト云フ、十分罹災民ニ今日御同情
ノアル仕事ヲ爲スツテ御在ニナルノデアリ
マスルカラ、此御同情ヲモウ一步進メテ、
吾々ノ主張ノヤウニ之ヲ法律的ニシテ、モ
ウ一步嚴格ニ明ニ表現ヲシテ戴キタイト云
フノガ私共ノ意見デアリ、且ツ御願デア
ルノデアリマス、茲ニ此法律案ノ委員長ノ報
告ニ對シマシテ賛成ノ意見ヲ陳述致シタ
次第デアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 平沼亮三君

〔平沼亮三君登壇〕

○平沼亮三君 私モ只今ノ法律案ニ賛成致
シマスル一人デアリマス、實ハ此法律案ハ
先程ノ委員長ノ報告ニモゴザイマシタ通
リ、又安藤君ノ御説明ヲ聽キマシテモ、委員
長ノ小池君ヲ除イテ滿場一致決シタト云
フコトデゴザイマシタ、其委員長ノ報告モ非
常ニ同情アル報告ニ依ツテ見マスルト、殆
ト此案ハ一人ノ反對ナク此所ヲ通過スルト
私ハ信ジテ居タノデアリマス、隨ヒマシ
テ此ニ於キマシテ私共ガ賛成意見ナドヲ述
ベル必要ハナイト思フテ居マシタガ、只今
政府委員カラ反對ノ意見ガゴザイマシタ、
勿論是ハ政府ト致シマシテハ一通リノ反對
意見ヲ御述ベニナルノハ是ハ當リ前ノ事ト
思フノデゴザイマス、丁度最近ナ例ヲ恐入
リマスガ、子供ガ外へ出テ或ル怪我ヲシテ、
ソレガ家へ歸ッテ、サウシテ其父ハ怪我ヲ
シタガ才前ハ強イト言シタノヲ、慈母ガ之
ヲ大事ニシタノト同ジヤウナ事デ、父ハソ
レヲ見マシテ却テ慈母ノ振ツタコトヲ喜
デ居ルダラウト思フノデアリマス、是ハ問
題ハ非常ニ小サイノデゴザイマス、僅カ百

數十萬ノ問題デゴザイマスルガ、之ヲ受ケ
マス者ハ殆ト關東ノ數百萬人ノ者ガ之ニ
依ツテ助カルノデアリマス、單ニ是ガ京濱
間バカリノ問題デアリマセヌ、東ハ千葉
縣方面ヨリ、神奈川縣ハ横須賀、小田原方
面ニ至ルマデ、此問題ヲ以テ助カルモノハ
非常ナモノデゴザイマス、ドウゾ滿場ノ諸
君ニ於ケレマシテモ御一致此法律案ニ御賛
成アラントヲ希望致シマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 次ハ川口義久君

〔川口義久君登壇〕

○川口義久君 私ハ只今上程致サレマシタ
ル震災被害地ノ營業稅免除ニ關スル法律案ハ、
震災地營業者幾百萬ノ浮沈消長ニ關スル重
大ナル問題ト信ジマシテ、茲ニ簡單ニ賛成
ノ意見ヲ表示シテ見タイト思ヒマス、賛成
意見ヲ述ブル前ニ、本案ノ遺憾ナ點ハ個人
營業者ノミニ限ッテ、小資本デアッテモ法人
ヲ除外シテ居ル事デアリマス、此點ハ痛快
ニモ政府當局早速次官ノ遺憾トシテ居ラル
ル所デアリマス、不徹底ナリト大藏次官ハ
今此壇上ヨリ申サレマシタ、若シ不徹底デ
アルナラバ何故徹底スルヤウニ、法人ヲ入
レルヤウニ考慮ヲナサラスノデアリマスル
カ、震災被害地ノ慘狀並ニ之ニ伴フ所ノ經
濟上ノ窮狀等ニ付キマシテハ、茲ニ改メテ
私ガ述ブル必要ガナイホド明白又激甚ノモ
ノデアリマス、震災被害者ニ對シテハ滿腔
ノ同情ヲ表スル者デアリマス、是ヨリ二三
賛成ノ理由ヲ極ク簡單ニ述ベテ見マ、營業
稅法第二十一條ニ依リマスルト、新規開業
等ニ付テ、マダ營業上ノ收益ヲ得ルコトノ
出來ナイ者ニ對シテハ、或ル期間ヲ定メ稅
金徵收ヲ爲サヌノデアリマス、即チ新タニ
營業ヲ開始シタ者ハ開業ノ翌年カラ徵收ヲ
致ス、又或種ノ營業ニ付テハ、開業ノ翌年
ヨリ三箇年間ハ營業稅ハ徵收ヲシナイノハ
諸君ハ御承知ノ通りデアリマス、是ハ新規
開業者ニ收益ノ少イコトヲ豫想シ、營業ノ

基礎ヲ確立セシムル爲ニ、營業ヲ開始シタ
ル其年、或ハ三箇年間徵收シナイノデアリ
マスル、罹災者タル營業者ハ是等通常ノ場
合ニ於ケル所ノ新規開業者ヨリモ、尙ホ幾
多ノ經濟上ノ困難アルコトハ想像ニ難クナ
イノデアリマス、即チ彼等營業ノ基礎ハ今
日ニ於テハ此震災ニ依ツテ根柢ヨリ破壞サ
レテ居ルモノデアリマス、震災地營業者ニ
本案ノ如ク五年間營業稅ヲ免除スルト云フ
コトハ、營業稅法第二十一條ノ趣旨カラ之
ヲ見マシテモ條理ニ適シタ事デアルト信ズ
ルノデアリマス、第二ニ營業稅ハ御承知ノ
通り營業行爲其物ニ關スル所ノ所謂行爲稅
デアリマシテ、營業カラ生ズル利益ノ有無
所得ノ有無ニ關シナイモノデアリマス、是ガ
故ニ……

〔此時私語スル者多シ〕

○議長(粕谷義三君) 諸君願クハ私話ハ御
控ヘテ願ヒマス

○川口義久君(續) 此點ガ營業稅ヲ稱シテ
惡稅ナリト云フ所以デアリマス、是ガ爲ニ憲
政會ニ於テハ多年營業稅ハ惡稅ナリ、之ヲ
廢止セザルベカラズト唱ヘテ居タノデア
リマス、殊ニ早速大藏次官ノ如キハ會テ此
壇上ヨリ營業稅廢止ヲ論ゼラレマシタ事モ
アル人デアリマス、既ニ通常ノ場合ニ於テ
惡稅デアアル、此營業稅ハ罹災者ニ取ッテハ
惡稅ヲ超エテ極惡ノ稅トナッテ居ルノデア
リマス、既ニ惡稅デアッテ之ヲ廢スベキモ
ノデアルト云フ極惡ノ稅、「オーストタック
ス」トナッタ場合ニ、之ヲ何故ニ免除シテ
ヤラナイノデアリマスルカ、現内閣ハ在野
當時ニ唱ヘタ政策、一タビ朝ニ立ッテ之ヲ
行フコトガ出來ナイ場合ニ於テハ、常ニ無
キ袖ハ振ラレヌト言フ、無イノ袖デナク

テ誠意が無イカラデアル(ノウ)「拍手」
世間ニハ羊頭ヲ掲ゲテ狗肉ヲ賣ルト云フ、
併ナガラ羊頭ヲ掲ゲテ狗肉スラ賣ラナイ憲
政會ノ今ノ内閣ハ何デアルカ(拍手)大藏大
臣、大藏次官、在野當時ニ掲ゲタ所ノ此羊
頭ヲ——狗肉サヘモ賣テ買テ居ラヌデハ
ナイカ

〔此時發言スル者多ク議場騒然〕

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○川口義久君(續) 大震災ニ對シテハ會
テ國際的、世界的ノ同情ヲ吾々ハ受ケタノ
デアリマス、本案ニ對シテハ願クハ政黨政
派ヲ超越シテ滿場一致ヲ以テ御賛成ヲ乞ヒ
タイノデアリマス(拍手)是レ諸君ノ有スル
人類愛、同胞愛ノ發露デアルトシテ、ドウ
ゾ御賛成ヲ乞フ次第デアリマス

○議長(粕谷義三君) 横山勝太郎君

〔横山勝太郎君登壇〕

○横山勝太郎君 時間モ切迫致シテ居リマ
スル場合、吾々ガ賛成ノ演説ヲセネバナラ
ヌト云フコトハ洵ニ遺憾至極ノ事デアリマ
ス、洵ニ諸君ニ對シテハ恐縮ノ次第デアリマ
スルガ、ドウカ閣下ニ於ケル罹災民ノ聲ヲ
暫時ノ間聽イテ戴キタイト考ヘマス(拍手)
政府ハ此壇上ニ立タレテ反對ノ意思ヲ聲明
セラレマシタガ、其事柄ハ委員會ニ於テ御
述ベニナシタ事柄ト同様デアリマス、此政
府ノ反對ヲセラレマス理由ハ、今後ニ於
テ斯ノ如キ災害ノ起リシ場合ニ、災害地カ
ラ國稅ノ減免ナドト云フヤウナコトヲ申出
ル者ガアツテハ其煩ニ堪ヘザルガ故ニ、本
案ノ如キモノニハ賛成ヲスルコトガ出來ナ
イト云フコトヲ述ベラレテ居リマス、此點
ハ安藤君カラモ今駁論ガアリマシタガ、今
回ノ震災災ノ如キ前古未會有ノ災害ハ、今

後ニ於テ有ルカ無イカハ吾々ハ想像スルコ
トハ出來ナイト考ヘルノデアリマス(ヒヤ
ヒヤ)百年ニシテアルカ、五十年ニシテアル
カ、想像ノ付カナイヤウナ災害ノアルコト
ヲ豫想シテ、本案ニ政府ガ反對ヲセラル、
ト云フ事柄ハ、如何ニモ不人情千萬デアルト
私ハ考ヘル(拍手)諸君、試ミニ一昨年ノ震災
災ノ損害ノ程度及其ノ範圍ヲ御一瞥ヲ願ヒ
タイト思ヒマス、人命ヲ失フコト十有餘万、
財産ヲ失フコト實ニ百億ニ達シテ居ルノデ
アリマス、而シテ其範圍ハ東京、横濱ヲ中
心トシテ、横須賀、小田原、箱根方面ノ慘
害ニ至リテハ、洵ニ吾々ハ正視スルコトガ
出來ナイ、全ク派ヲ以テ之ヲ見テ居ルノデ
アリマス(拍手)而シテ東京、横濱、横須
賀、小田原、箱根方面ノ被害ガ、ドノ程度
迄復舊シテ居ルカト云フコトハ、安藤君カ
ラモ詳細ニ御述ベニナリマシタガ、吾々ノ
見ル所ヲ以テスレバ全然復舊致シテ居リマ
セヌハ全然復舊致シテ居リマセヌ、僅ニ粗惡
ナル材料ヲ以テ、親戚、故舊ヨリ借金ヲ致
シテ、彼ノ粗末ナル「バラック」ヲ建テ、

殆下原始時代ノヤウナ生活ヲ致シテ居ルト
云フコトハ、滿堂ノ諸君御承知ノ通りデア
リマス(拍手)而シテ震災災害地——殊ニ帝都
ノ不安ト云フコトハ今日其極ニ達シテ居ル
ト考ヘマス、連日五十軒、六十軒ト云フヤ
ウナ「バラック」ノ火災ガアルト云フコトハ、
新聞紙ニ依ッテ連日報道セラレテアリマス
〔其通りダ〕ト呼フ者アリ(惡疫ハ依然トシ
テ流行シテ居リマス)〔其通り〕ト呼フ者ア
リ(犯罪者ハ非常ニ増加シテ居リマス)〔其
通りダ〕〔全ク同感ダ〕ト呼フ者アリ(殊ニ震
災地——殊ニ帝都ニ於ケル失業業者ノ數三至
テハ、正確ナル事ハ分リマセヌケレドモ

ガ、恐ラク十萬、十五萬人ニ達シテ居ルト思
ヒマス(拍手)憲政會顔色ナシト呼フ者アリ
斯ノ如ク火災ガ起リ、惡疫ガ流行シ、失業
者ガ増加シ、犯罪ガ増加スルト云フコト
ハ、取モ直サズ帝都ノ不安デアルト云フコ
トヲ私ハ斷言シマス(拍手)其不安ヲ除カン
トスレバ、有形的ノ設備ト致シテハ警察或
ハ軍隊ノ力ヲ藉リルノ必要ガアルデアリマ
セウ、一面ニ於テハ經濟的ノ復興ヲ爲サナ
ケレバ、此ノ帝都ノ不安ト云フモノヲ除クコ
トハ斷ジテ出來ナイノデアリマス(ヒヤヒ
ヤ)〔拍手〕諸君、吾々ハ正確ナル數字ヲ持チ
マセヌガ、東京ノミニシテモ「バラック」ノ
所謂假設建設物ノ坪數ハ約三百五十万坪ニ
達シテ居ルト考ヘマス(其通り)ト呼フ者
アリ(是ガ爲ニ罹災民ノ費シテ居ル金額ハ
三億乃至三億五千万圓ニ達シテ居ルコト
ハ、大體想像ガ出來ルノデアリマス、此三
億乃至三億五千万圓ト云フ莫大ナル金錢ハ、

悉ク是レ「バラック」ノ爲ニ商工業者ノ資本
ガ固定ヲ致シテ居ルノデアアル(拍手)財産
ノ乏シキ者ハ借金ヲ致シ、多少餘裕ノ有ル者
ハ流動資本ヲ家屋ノ爲ニ固定セシメテ居ル
ト云フ目下ノ現狀デアリマス、假設建設物
ノ爲ニ固定シタル數億圓ノ財産ト云フモノ
ガ、コ、三年ヤ五年デ回收ガ出來ルト云フ
コトハ吾々ハ到底之ヲ想像スルコトガ出來
ナイノデアリマス(拍手)此故ニ政府ハ第四
十九議會ニ於テ地租ノ免稅案ヲ出シテ居リ
マス、此法律ノ精神ハ委員會ニ於キマシテ
モ多少議論ガアツタノデアリマスガ、地租ヲ
免除スルコトニ依ッテ借地ヲ致シテ居ル者、
借家ヲ致シテ居ル者ヲ救済スルト云フ事柄
デアツタノデアリマス、然ルニ此地租免除
ニ關スル法律實行ノ結果ハドウデアアルカト申

シマスルト、地主ハ震災當時其善良ナル者ニ
アツテ僅ニ一箇月カ二箇月ノ地代ヲ免除致シ
マシタ、免除セザル者モアリマシタ、而シテ
大部分ノ地主ト云フ者ハ震災前ヨリモ地代
ヲ引上ゲテ居ルノデアリマス、或ハ權利金
ヲ取ツテ居ルノデアリマス、或ハ敷金ヲ取ツ
テ居ルノデアリマス、此前古未會有ノ震災
ハ單ニ關東六百萬人ノ住民ノ被害ニアラズ
シテ、實ニ我が大日本帝國ノ大損害デアッ
タノデアリマス(拍手)而シテ此大ナル損害
ヲ受ケル者ガ澤山アル今日ニ於テ、有産階
級ニ屬スル地主ハ此震災ニ依ッテ却テ其財
産ヲ増加スルト云フ狀態ニナツテ居ルノデ
アル(拍手)此故ニ吾々震災地ノ住民ガ有産
階級ノ側ノ地租ヲ免除スルナラバ、吾々小
資本ヲ以テ營業ヲ致シテ居ル所ノ商工業者
ノ營業ノ稅ヲモ何トカ緩和ヲシテ貰ヒタイ
ト云フノハ、最も道理ノアル要求デアルト
私ハ考ヘマス(拍手)然ルニ政府ガ謂ハレナ
キ理由ヲ根據ト致シマシテ、此正義ノ要求
デアアル、人道ノ要求デアアル所ノ此法律案ニ
向ッテ反對ヲセラレルト云フ事柄ハ、如何
ニモ薄情、無情、冷酷デアルト私ハ斷言シ
テ憚リマセヌ(拍手)〔罹災民ニ媚ビルナ〕
ト呼フ者アリ(今罹災民ニ媚ビルナト云フ
ヤウナ甚ダ面白カラザル批評ヲ爲サル人ガ
アリマシタガ、吾々ハ罹災民ニ媚ビルノデ
ハアリマセヌ、斯ノ如クスルニアラズンバ
罹災民ヲ救フコトガ出來ナイノデアアル(拍
手)吾々ノ此提案ノ趣旨ヲ反對ヲ爲サルト
云フコトハ、吾々ノ側カラ申シマスレバ、
有産階級ノ側ニ寧ロ媚ビルモノデアルト思
ヒマス(拍手)吾々ハ此場合多クノ議論ヲ致
シマセヌ、諸君タ刻ニ僅カノ時間ノ餘裕ガ
アリマシタナラバ、電車ヲ利用スルナリ、

或ハ自動車ヲ利用シテ東京市全體ノ狀態ヲ一ツ御觀察ヲ願ヒタイノデアリマス、銀座或ハ其他目抜ノ場所ニ於キマシテハ、外觀上甚ダ美麗ナルガ如キ建造物ガ出来テ居リマス、ケレドモ、足一タビ裏通りニ及ビ、路次ニ及ビマシタナラバ、其生活ノ貧弱ナル、内容ノ貧弱ナル、洵ニ憐ムベキ狀態ニ在ルノデアリマス(拍手)斯ノ如キ次第デアリマスルカラシテ、政府ガ帝都ノ不安ヲ除キ、帝都ヲ復舊セシメ、帝都ヲ復興セシムルノ意思ガアルナラバ、此僅ニ百五十萬圓カ百六十萬圓ノ收入ヲ忍耐セラレテ、此案ニ御同意ニナルコトハ至當ノ事デアルト思ヒマス、吾々ハ諸君ノ面前ニ議論ヲ致シマセヌ、私ハ寧ろ哀願ヲスルノデアリマス、吾々ハ帝都ノ罹災民ガ此國稅ノ免除ニ付テ如何ナル運動ヲ致シテ居ルコト云フ事柄ハ、新聞紙等ニ依テ諸君ハ御承知デアリマセウガ、今回ノ議會ニ罹災民ヨリシテ國稅減免ノ請願ヲ致シタル者ガ、實ニ殆ド三萬六千人ノ多キニ達シテ居ルト云フ事柄ハ、是ハ政治家トシテ願ミネバナラヌト私ハ考ヘマス、三萬六千人ノ多數ノ者ガ帝國議會ニ向テ此國稅ヲ減免セヨト叫ブ此要求、此聲ヲ諸君ハ何ト御覽ニナツタカ、而シテ是等罹災民ノ委員トシテ働イテ居リマス數千人ノ人ハ、去ヌル三月一日明治神宮ニ至テ國稅減免ノ目的ヲ達スルヤウニ致シタイト云フ祈願ヲ籠メテ居ル事實ヲ、諸君ハ之ヲ何ト御觀察ニナリマスカ、實ニ帝都罹災民ハ明治神宮ニ至テ此衷情ヲ訴ヘルト云フ、其案情ニ對シテ同情ヲセザル者ハ天下一人モ居ナイト云フコトヲ斷言シテ憚リマセヌ、政府ハ委員會ニ於キマシテモ、本會ニ於キマシテモ反對ニナリマスルガ、ドウカ

罹災地ノ現狀ヲ仔細ニ御點檢ニ相成リマシテ、罹災民ガ如何ナル生活ヲ致シテ居ルカ、如何ナル營業ノ狀態デアアルコト云フコトヲ御調査ニナリマシタナラバ、恐ラク此案ニ雙手ヲ舉ゲテ御賛成ニナルデアラウト私ハ信ズル者デアリマス、吾々ハ賢明ナル帝國議會ノ選良諸君ニ對シテ、關東六百萬ノ人民ヲ代表シ、殊ニ罹災民ヲ代表シテ、諸君ニ此窮狀ヲ懇ヘテ此難局ヲ救ウテ戴キタイト云フノガ、吾々ノ希望デアアルコトヲ述ベマシテ、此壇ヲ降ル次第デアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 本田義成君

〔本田義成君登壇〕

○本田義成君 本員ハ是非皆様ニ御願ヲシタイト申上ゲタイ者デアリマス、此東京ノ震災ニ關シテ日本全國ノ御同情ハ、東京市民トシテ衷心カラ感謝シテ居ルノデアリマス、然レドモ未ダ東京ノ此恢復ハ緒ニ著カナイノデアリマス(其通リ)ト呼フ者アリ

各營業者ハ塗炭ノ苦ミヲシテ居ルノデアリマス、ドウゾ此機會ニ於キマシテ東京ノ市民、否ナ關東ノ罹災民ニ、十分ノ御同情ヲ願フテ、本案ノ滿場一致ヲ以テ通過アラン

コトヲ願フ次第デアリマス(拍手)ドウゾ國民ノ代表者トサレタ所ノ皆様ニ於キマシテハ、隨分利害關係モゴザイマセウガ、實際東京ノ現狀ニ鑑ミテ十分御同情アランコトヲ願ヒマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 是ニテ討論ハ終結致シマシタ——採決ヲ致シマス、採決ノ方法ニ付テ本會三四郎君ヨリ成規ノ賛成ヲ得テ無記名投票ヲ以テ採決セラレタイト云フ申出ガアリマシタ……

〔賛成〕賛成「反對」ト呼ヒ發

言スル者多シ

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

〔徹底シマセヌ〕ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○議長(粕谷義三君) 只今之ニ對シテ更ニ記名投票ノ申出ガアリマシタ、仍テ議長ハ此採決ヲ記名ニスルカ、無記名ニスルカト云フコトヲ、記名投票ニ依テ採決致シマス

〔異議ナシ〕ト呼ヒ又拍手スル者アリ

○議長(粕谷義三君) 宣告ヲ致シマス——無記名投票ヲ以テ採決スベシトスルニ賛成

ノ諸君ハ白票、反對ノ諸君ハ青票デアリマス——閉鎖——氏名點呼ヲ命ジマス、〔書記官氏名ヲ點呼ス〕

○議長(粕谷義三君) 投票漏ハアリマセヌカ——投票漏ナシト認メマス、投票漏閉鎖——開匣——開鎖——投票ノ結果ヲ書記官

長ヨリ報告セシメマス

〔中村書記官長朗讀〕

投票總數 二百六十九

可トスル者 白票 四十九

否トスル者 青票 二百二十

〔拍手起ル〕

○議長(粕谷義三君) 只今ノ結果ニ依リマシテ本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤト云フコトハ記名投票ヲ以テ採決スルコトニ決シマシタ

〔參照〕

無名投票ヲ以テ決スルニ賛成ノ議員氏名左ノ如シ

石塚 三郎君 石黒大次郎君
早速 整爾君 岡本實太郎君
奥村 千藏君 川崎安之助君
川崎 克君 加藤 六藏君

金田平兵衛君

神部 爲藏君

高田 耘平君

中野 寅吉君

村上紋四郎君

室木彌次郎君

黒田重兵衛君

工藤 鐵男君

松本 忠雄君

深井 功君

木村三四郎君

紺野九右衛門君

淺川 浩君

佐藤富十郎君

齋藤仁太郎君

三橋四郎次君

宮崎松次郎君

鹽田 團平君

比佐 昌平君

森田 茂君

鈴置倉次郎君

服部 英明君

戸澤氏十郎君

大濱忠三郎君

小野 重行君

河波荒次郎君

橫山勝太郎君

武富 濟君

高木益太郎君

永田善三郎君

山宮 藤吉君

山田 道兄君

福田 五郎君

神田 正雄君

吉原 義雄君

谷口字右衛門君

村上 國吉君

村山喜一郎君

生方 大吉君

栗延敬太郎君

松井 郡治君

藤井 敬慎君

小池 仁郎君

近藤重三郎君

手代木隆吉君

荒井 建三君

齋藤太兵衛君

澤田 利吉君

三好榮次郎君

信太儀右衛門君

廣瀬 德藏君

平井光三郎君

關 俊吉君

無名投票ヲ以テ決スルニ反對ノ議員氏名左ノ如シ

戸田 由美君

大里廣次郎君

太田信治郎君

岡部 次郎君

神谷 彌平君

賴母木桂吉君

田中 善立君

建部 遷吾君

中原德太郎君

山井 儀重君

藤澤幾之輔君

小寺 謙吉君

小山 松壽君	淺賀長兵衛君
作間 耕逸君	佐藤 實君
箕浦 勝人君	平沼 亮三君
平川松太郎君	平野 光雄君
菅村 太事君	磯部 尚君
岩崎 勳君	石井 謹吾君
今井 健彦君	井上敬之助君
伊澤平左衛門君	生田 和平君
八田 宗吉君	濱口吉兵衛君
西方 利馬君	大竹 謙治君
岡田伊太郎君	岡崎 邦輔君
小野 義一君	若尾幾太郎君
加藤 知正君	笠原 忠造君
吉津 度君	吉田 眞策君
竹原 樸一君	竹内友治郎君
田邊 七六君	高井 商二君
高山 長幸君	高橋熊次郎君
中村 清造君	武藤 金吉君
内野辰次郎君	野田卯太郎君
野田 俊作君	來栖 七郎君
能谷 巖君	黒住 成章君
矢野 鉦吉君	山本条太郎君
山口 義一君	山口恒太郎君
山口 政二君	山内 範造君
山下 谷次君	山崎達之輔君
前田 米藏君	二木 洵君
藤田 包助君	藤澤萬九郎君
藤川 清助君	古川 清君
木暮 正一君	小久保喜七君
神崎 勳君	青木 精一君
赤間 嘉之君	東 武君
安藤 正純君	有馬 賴寧君
榊原 經武君	佐々木文一君
佐々木春作君	坂梨 哲君
木戸 豐吉君	木村政次郎君

宮崎三之助君	三土 忠造君
嶋居 哲君	廣瀬 爲久君
望月 圭介君	瀨沼伊兵衛君
餘木 隆君	隅田 豐吉君
井上 利八君	林田龜太郎君
馬場 義典君	西村丹治郎君
土居 通憲君	大内 暢三君
高島 兵吉君	田崎 信藏君
小橋藻三衛君	秋田 清君
齊藤眞三郎君	湯淺 凡平君
關 直彦君	砂田 重政君
井口延次郎君	池田 龜治君
池田 泰親君	伊坂秀五郎君
岩切 重雄君	鳩山 一郎君
原 夫次郎君	原田 十衛君
本多貞次郎君	星 康平君
富田憲之助君	床次竹二郎君
東郷 實君	千葉宮次郎君
陣 軍吉君	折原巳一郎君
小島 善作君	小野 寅吉君
大園榮三郎君	大石 大君
大塚 唯男君	奥野小四郎君
大城幸之一君	川原 茂輔君
川口 義久君	加藤久米四郎君
柏田 忠一君	衆田 秀雄君
神村 吉郎君	米原於菟男君
吉村 伊助君	吉植庄一郎君
高橋 光威君	高見 之通君
田中 隆三君	土屋 興君
筒井民次郎君	中村四郎兵衛君
中村啓次郎君	中村 嘉壽君
小林 友信君	中山 貞雄君
長峰 與一君	成田 榮信君
植場 平君	則元 由庸君
倉元 要一君	工藤十三雄君

熊谷五右衛門君	藏園三四郎君
栗林 五朔君	八木 逸郎君
前田房之助君	牧山 耕藏君
松田 源治君	丸山 浪彌君
麓 純義君	小橋 一太君
寺田 市正君	安保 庸三君
青山 憲三君	櫻内 幸雄君
佐藤 重遠君	木下謙次郎君
吉良 元夫君	岸本 賀昌君
宜保 成晴君	清水市太郎君
清水 長郷君	廣岡宇一郎君
森 肇君	元田 肇君
磯部 保次君	石坂 豐一君
坂東幸太郎君	本田 義成君
堀田義次郎君	岡田 温君
小川郷太郎君	若宮 貞夫君
若尾 璋八君	高島 順作君
堤 清六君	永田新之允君
浦山助太郎君	畔田 明君
山口 左一君	山本 慎平君
増田 義一君	松山兼三郎君
秋田寅之助君	佐々木平次郎君
森 龜親君	杉 宜陳君
鷺野米太郎君	河崎助太郎君
武藤 山治君	小林 彌七君
古林喜代太君	森田 金藏君
田淵 豐吉君	湛増 庸一君
太宰 孫九君	菊池謙二郎君

〔書記官氏名ヲ點呼ス〕

○議長(粕谷義三君) 投票漏ハアリマセヌ

カ

〔「アリマス」ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 尙ホ念ノ爲メ投票漏ハアリマセヌカ——投票漏ナシト認メマス、投票漏閉鎖——開匣——開鎖——投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告セシメマス

〔中村書記官長朗讀〕

投票總數 二百六十六

可トスル者 白票 二百十

否トスル者 青票 五十六

〔拍手起ル〕

○議長(粕谷義三君) 只今ノ結果ニ依リマシテ本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ決シマシタ——作間耕逸君

〔参照〕

第二讀會ヲ開クヘシトスル議員ノ氏名左ノ如シ

井本 常作君	服部 英明君
戸田 由美君	戸澤氏十郎君
大里廣次郎君	大濱忠三郎君
太田信治郎君	小野 重行君
岡本實太郎君	岡部 次郎君
加藤 六藏君	神谷 彌平君
横山勝太郎君	頼母木桂吉君
武富 濟君	田中 善立君
高木益太郎君	高橋元四郎君
永田善三郎君	中原德太郎君
生方 大吉君	工藤 鐵男君
山宮 藤吉君	山田 又司君
藤澤幾之輔君	福田 五郎君
小山 松壽君	寺島 權藏君
淺賀長兵衛君	作間 耕逸君
佐藤 實君	清水留三郎君
廣瀬 德藏君	平川松太郎君

平野 光雄君	比佐 昌平君
磯部 尚君	岩崎 勳君
石井 諒吾君	今井 健彦君
井上敬之助君	伊澤平左衛門君
生田 和平君	西方 利馬君
大竹 謙治君	岡崎 邦輔君
小野 義一君	若尾幾太郎君
加藤 知正君	笠原 忠造君
吉津 度君	吉田 眞策君
竹原 樸一君	竹内友治郎君
田邊 七六君	高井 商二君
高山 長幸君	高橋熊次郎君
武藤 金吉君	内野辰次郎君
野田卯太郎君	野田 俊作君
來栖 七郎君	熊谷 巖君
黑住 成章君	矢野 鈺吉君
山本条太郎君	山口 義一君
山口恒太郎君	山口 政二君
山内 範造君	山下 谷次君
山崎達之輔君	前田 米藏君
二木 洵君	藤田 包助君
藤澤萬九郎君	藤川 清助君
古川 清君	小久保喜七君
神崎 勳君	赤間嘉之吉君
東 武君	安藤 正純君
有馬 賴寧君	榊原 經武君
佐々木文一君	佐々木春作君
坂梨 哲君	木戸 豐吉君
木村政次郎君	宮崎三之助君
嶋居 哲君	廣瀬 爲久君
望月 圭介君	瀬沼伊兵衛君
鈴木 隆君	隅田 豐吉君
井上 利八君	林田龜太郎君
馬場 義興君	西村丹治郎君
土居 通憲君	大内 暢三君

高島 兵吉君	田崎 信藏君
山本 芳治君	小橋藻三衛君
秋田 清君	齋藤眞三郎君
湯淺 凡平君	關 直彦君
砂田 重政君	井口延次郎君
池田 龜治君	池田 泰親君
伊坂秀五郎君	岩切 重雄君
鳩山 一郎君	原 夫次郎君
原田 十衛君	濱口吉兵衛君
本多貞次郎君	星 廉平君
床次竹二郎君	東郷 實君
千葉宮次郎君	陣 軍吉君
折原巳一郎君	小島 善作君
小野 寅吉君	大園榮三郎君
大石 大君	大瀧 唯男君
奥野小四郎君	大城 幸之君
川原 茂輔君	川口 義久君
加藤久米四郎君	柏田 忠一君
兼田 秀雄君	神村 吉郎君
米原於菟男君	吉村 伊助君
吉植庄一郎君	高橋 光威君
高見 之通君	田中 隆三君
土屋 興君	筒井民次郎君
中村四郎兵衛君	中村啓次郎君
中村 嘉壽君	中林 友信君
中山 貞雄君	長峰 與一君
成田 榮信君	植場 平君
則元 由庸君	倉元 要一君
工藤十三雄君	熊谷五右衛門君
藏國三四郎君	栗林 五朔君
八木 逸郎君	前田房之助君
牧山 耕藏君	松田 源治君
施 純義君	小橋 一太君
寺田 市正君	安倍 唐三君
青山 憲三君	櫻内 幸雄君

佐藤 重遠君	木下謙次郎君
吉良 元夫君	岸本 賀昌君
宜保 成晴君	清水市太郎君
清水 長郷君	廣園宇一郎君
森 肇君	元田 肇君
磯部 保次君	石坂 豐一君
坂東幸太郎君	本田 義成君
岡田 温君	若宮 貞夫君
若尾 璋八君	高島 順作君
堤 清六君	永田新之允君
浦山助太郎君	畔田 明君
山口 左一君	山本 慎平君
増田 義一君	松山兼三郎君
秋田寅之介君	佐々木平次郎君
森 龜昶君	杉 宜陳君
鷲野米太郎君	河崎助太郎君
武藤 山治君	小林 彌七君
古林喜代太君	森田 金藏君

木村三四郎君	近藤重三郎君
紺野九右衛門君	手代木隆吉君
阿由葉勝作君	荒井 建三君
佐藤富十郎君	齋藤太兵衛君
齋藤仁太郎君	澤田 利吉君
三橋四郎次君	三好榮次郎君
宮崎松次郎君	信太儀右衛門君
鹽田 團平君	平井光三郎君
森田 茂君	關 俊吉君
鈴置倉次郎君	菅村 太事君
堀田義次郎君	小川郷太郎君
田淵 豐吉君	湛増 庸一君
太宰 孫九君	菊池謙二郎君

○作間耕逸君 直ニ本案ノ第二議會ヲ開キ、第三議會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り大多數ヲ以テ可決セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成〕賛成ト呼フ者アリ

○議長〔粕谷義三君〕 作間君ノ勸議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長〔粕谷義三君〕 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二議會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

震災被害地ノ營業稅免除ニ關スル法律案

案

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長〔粕谷義三君〕 御異議ナシト認メマス、仍テ第三議會ヲ省略シテ委員長報告通り可決確定サレマシタ

〔拍手起ル〕

○作間耕逸君 殘餘ノ日程ニ對シテ延期ノ動議ヲ提出致シマス

○議長〔粕谷義三君〕 一寸――諸君、只今

殿下ニハ御退場遊バサレマス、諸君ノ御起立ヲ願ヒマス

〔全員起立〕

〔拍手起ル〕

○議長(粕谷義三君) 作間耕逸君

○作間耕逸君 殘餘ノ日程ニ對シテ延期ノ動議ヲ提出致シマス

〔賛成〕賛成ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 延期ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知申上デマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時五十一分散會

